

(案)



**NATIONAL REPORT ON THE IMPLEMENTATION
OF THE RAMSAR CONVENTION ON WETLANDS**
ラムサール条約国別報告書

**National Reports to be submitted to the 13th Meeting
of the Conference of the Contracting Parties,
Dubai, United Arab Emirates, 2018**

この国別報告書は、2018 年にアラブ首長国連邦ドバイにて開催
される第 13 回締約国会議で提出すること。

The purpose of this Microsoft Word form is to help Contracting Parties to collect data for the National Report. However, the data collected through this form must be transferred to the online National Reporting system at <https://reports.ramsar.org> or send the Word form by email (nationalreports@ramsar.org) by 21 January 2018 for the official submission of the National Report. If you have any questions or problems, please contact the Ramsar Secretariat for advice (nationalreports@ramsar.org).

Please note that for Contracting Parties wishing to provide information in the Online Reporting System on national targets (Section 4 optional) of the National Report Format or on the Word Form the deadline is 30 November 2016.

セクション2： 国内実施に係る進展及び課題の概要

In your country, in the past triennium (i.e., since COP12 reporting):

過去3年で（第12回締約国会議報告以降）

A. What have been the five most successful aspects of implementation of the Convention?

条約の履行上、最も大きな成果は何か（5つ記載）。

- 1) いくつかの湿地において、外来種対策や保全対策、清掃活動などの保全と再生のための取組や、環境教育や体験学習などの普及啓発の取組が進んだ。
- 2) いくつかの湿地における保全を通して、その地域の農林水産業の維持・再生や観光振興、周辺住民の生活環境の維持・向上、治水・防災等が図られた。
- 3) いくつかの湿地で、ラムサール条約への登録を目指して、国内法による保護地区指定に向けた準備や地域の利害関係者との調整が進んだ。
- 4) 日本におけるアジア湿地シンポジウムの開催によって、アジアの国々の連携強化に貢献した。
- 5) カンボジアにおける湿地の新規登録や湿地管理研修などの支援によって、アジアの湿地の保全とワיזデュースの推進に貢献した。

B. What have been the five greatest difficulties in implementing the Convention?

条約の履行上、最も困難を極めたことは何か（5つ記載）。

- 1) いくつかの湿地で、管理のための人材や活動資源・資金が不足した。
- 2) いくつかの湿地で、外来種や水質の悪化、乾燥化などへの対策が困難だった。
- 3) いくつかの湿地で、保全やワיזデュースの取組に対する、地域の多様な主体の参画の促進が困難だった。
- 4) いくつかの湿地で、湿地の観光利用の増大に伴う生態系への影響が懸念された。
- 5) いくつかの湿地で、ラムサール条約の登録湿地であることによるメリットの創出が困難だった。

C. What are the five priorities for future implementation of the Convention?

今後の条約の履行のための優先事項は何か（5つ記載）。

- 1) ラムサール条約の登録湿地であることのメリットを創出することにより、関係自治体・NGO等が活動資源や人材の獲得を容易にする。
- 2) 地域の理解と協力を前提として、ラムサール条約への登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地の登録や必要なラムサール条約湿地の区域の拡張を図る。
- 3) 関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携しつつ、ラムサール条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、RISの作成・更新などの取組を進める。
- 4) 関係する地方自治体や専門家、民間団体などと連携し、情報交換や事例紹介、普及啓発、支援メニューの紹介などを通じて、各ラムサール条約湿地の風土や文化を活かした保全とワיזデュースを推進する。
- 5) 湿地に関する国際的な場において日本の湿地に関する取組や経験、知見を紹介し、国内の湿地の情報発信を行うとともに国際的な湿地保全の推進に貢献する。

D. Do you (AA) have any recommendations concerning implementation assistance from the Ramsar Secretariat?

ラムサール条約事務局による（条約の）履行に係る支援に関し、提言事項はあるか。
鳥類以外の基準での登録を検討する際の参考とするため、鳥類以外の登録基準の具体的な条件について事例を整理・提示していただきたい。

- E. Do you (AA) have any recommendations concerning implementation assistance from the Convention's International Organisation Partners (IOPs)? (including ongoing partnerships and partnerships to develop)
- ラムサール条約の国際団体パートナー（現行の又は構築される予定のパートナーシップを含む。）からの（条約の）履行に係る支援に関し、提言事項はあるか。
- ラムサール条約の登録湿地によるメリット創出のために、政府機関では困難な分野の事例の紹介や具体的かつ技術的なサポート等をお願いしたい。

- F. How can national implementation of the Ramsar Convention be better linked with implementation of other multilateral environmental agreements (MEAs), especially those in the 'biodiversity cluster' (Convention on Biological Diversity (CBD), Convention on Migratory Species (CMS), Convention on International Trade in Endangered Species (CITES), World Heritage Convention (WHC), and United Nations Convention to Combat Desertification (UNCCD) and the United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC))?
- 国内のラムサール条約の履行は、多国間環境協定、特に生物多様性関連（生物多様性条約、ボン条約、ワシントン条約、世界遺産条約）並びに砂漠化対処条約及び国連気候変動枠組み条約の履行と、どのようにうまく関係づけられるか。
- ・2011～2020年の世界目標（愛知目標）を達成するための国のロードマップとして、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定された。その中で、湿地の保全に関する取組は国の行動計画に位置づけられている。
 - ・湿地の保全は、気候変動枠組条約に記載されている「温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫（特に、バイオマス、森林、海その他陸上、沿岸及び海洋の生態系）の持続可能な管理の促進」につながる。

- G. How can implementation of the Ramsar Convention be better linked with the implementation of water policy/strategy and other strategies in the country (e.g., on sustainable development, energy, extractive industries, poverty reduction, sanitation, food security, biodiversity)?
- 国内のラムサール条約の履行は、国家の水政策・戦略やその他の戦略（例、持続可能な開発、エネルギー、資源採掘産業、貧困撲滅、衛生、食料保障、生物多様性）と、どのようにうまく関連づけられるか。
- ・2011～2020年の世界目標（愛知目標）を達成するための国のロードマップとして、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定された。その中で、湿地の保全に関する取組は国の行動計画に位置づけられている。
 - ・海洋生物多様性保全戦略（2011年3月策定）では、干潟、藻場、サンゴ礁等の湿地を含む海洋生態系の生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的としていることから、ラムサール条約湿地の保全とワイズユースは海洋生物多様性保全戦略の目的に一致する。また、海洋基本計画（2013年4月閣議決定）では、施策の方向性の一つとして、湿地の保全とワイズユースを目的の1つとする海洋生物多様性保全戦略及び生物多様性国家戦略に従い、海洋生物多様性の保全を着実に推進することを掲げている。

- H. Do you (AA) have any other general comments on the implementation of the Convention?
- 条約の履行に関して、その他の一般的なコメントがあるか。

I. Please list the names of the organisations which have been consulted on or have contributed to the information provided in this report:

この報告書作成にあたり、情報収集の相談をしたか、又は情報の収集を行った機関があれば列挙。

関係する国の機関に意見照会を行った。

また、ラムサール条約湿地に関する地方自治体やNGOにアンケートを送るとともに、報告書案に関して意見照会を行った。

Section 3: Indicator questions and further implementation information

セクション3： 指標質問及び追加的実施に関する情報

Goal 1. Addressing the drivers of wetland loss and degradation

目標1. 湿地の減少と劣化の要因への対処

Target 1. Wetland benefits are featured in national/ local policy strategies and plans relating to key sectors such as water, energy, mining, agriculture, tourism, urban development, infrastructure, industry, forestry, aquaculture, fisheries at the national and local level.

個別目標1： 湿地の恩恵が、国・地域レベルの水、エネルギー、採掘、農業、観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業等の主要セクターに関する国・地域の政策戦略や計画の中で考慮される。

COP13 REPORT 第13回締約国会議 報告書	
1.1 Have wetland issues/benefits been incorporated into other national strategies and planning processes, including: {1.3.2} {1.3.3} KRA 1.3.i	
1.1 湿地の問題/恩恵は、次のものを含む他の国家戦略や計画過程に組み込まれているか。	
A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X= Unknown; Y= Not Relevant A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし	
a) National Policy or strategy for wetland management 湿地管理のための国の政策又は戦略	A=Yes
b) Poverty eradication strategies 貧困撲滅戦略	Y= Not Relevant
c) Water resource management and water efficiency plans 水資源管理と水利用効率化計画	A=Yes
d) Coastal and marine resource management plans 沿岸域及び海洋域資源管理計画	A=Yes
e) Integrated Coastal Zone Management Plan 総合沿岸域管理計画	A=Yes
f) National forest programmes 全国森林プログラム	A=Yes
g) National policies or measures on agriculture 農業に関する政策又は措置	A=Yes
h) National Biodiversity Strategy and Action Plans drawn up under the CBD 生物多様性条約の下で策定された生物多様性国家戦略及び行動計画	A=Yes
i) National policies on energy and mining エネルギー及び採掘に関する政策	A=Yes

j) National policies on tourism 観光に関する政策	A=Yes
k) National policies on urban development 都市整備に関する政策	A=Yes
l) National policies on infrastructure インフラに関する政策	A=Yes
m) National policies on industry 産業に関する政策	A=Yes
n) National policies on aquaculture and fisheries {1.3.3} KRA 1.3.i 水産養殖及び漁業に関する政策	A=Yes
o) National plans of actions (NPAs) for pollution control and management 汚染規制及び管理に関する国別行動計画	A=Yes
p) National policies on wastewater management and water quality 排水管理及び水質に関する政策	A=Yes

1.1 Additional information:

1.1 追加情報:

- a) 2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」における湿地に係る記載を国家湿地政策として位置づけている。
- c) 河川整備計画において河川を含む湿地に係る事項が組み込まれている。また、「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、河川や湿地における水環境の改善について記述している。
- d) 「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」において、サンゴ礁生態系の生態系サービスの重要性を認識し、サンゴ礁生態系保全のために重点的に取り組むべき課題として、陸域からの負荷対策、持続可能なツーリズム、地域とのつながり構築を掲げて、具体的な取組事項を記述している。また、海洋生物多様性保全戦略において、沿岸域の特性を踏まえ、対策を推進する必要性について記述している。さらに、「生物多様性国家戦略 2012-2020」において沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全について記述している。
- e) 「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」において、沿岸域における多様な機能や資源の持続性の確保、多様な利用と保全の調和、相互に影響を及ぼし合う水・土砂・生物環境への配慮などといった、地方公共団体と多様な関係者による沿岸域圏のマスターープラン策定のための基本的な方向を示している。
- f) 森林・林業基本計画において、渓畔林など水辺森林の保護・管理を進めることを規定している。また、全国森林計画において、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することを規定している。
国有林野の管理経営に関する基本計画において、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する湿地を含む森林については、厳格な保全・管理を行う保護林に設定すること等を規定している。また、保安林制度により、森林陰影の投影、養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助ける「魚つき保安林」を設定している。
- g) 生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針である「農林水産省生物多様性戦略（2012年2月改定）」において、水鳥をはじめとするさまざまな生きものの生息地として重要な湿地である水田等の生物多様性の保全について記述している。また、「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、生物多様性保全を重視した農業生産の推進について記述している。
- h) 2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」における湿地に係る記載を国家湿地政策として位置づけている。
- i) 第3次循環型社会形成推進基本計画において、採掘に伴う環境への影響を考慮する必要性について言及している
- j) 2017年3月に閣議決定された観光立国推進基本計画において、森林、河川、湖沼、山地、海岸、珊瑚礁等の豊かで貴重な自然環境の保全と適正な利用を推進する必要性について規定している。また、干潟も含めた水辺における環境学習・自然体験活動の推進等について規定している。（観光立国推進基本計画 P23、P28）
- k) 平成14年7月19日に閣議決定された都市再生基本方針において、緑地や水辺の保全、再生、創出等による生物多様性の保全、良好な大気・土壤環境の保全、都市内の水資源の循環利用の促進、下水処理技術の向上等による良好な水環境の保全等により、都市から発生する環境負荷の低減及び自然との共生の推進を規定している。（都市再生基本方針 P12）
- l) 2004年に策定された「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」において、首都圏の自然環境に関して14の基本目標とそれを達成するための首都圏の都市環境インフラの将来像を提示し、将来像の実現に向けて取り組むべき行動方針を中心市街地から農地、沿岸域に渡って示している。（首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン、国土計画局大都市圏計画課）

m)

- n) 水産基本計画において、藻場・干潟などの保全・創造の推進、河川等における水産動植物の生息・生育・繁殖環境の保全及び創出の推進について規定している。（水産基本計画 P17 及び P25）
- o) 平成 25 年 5 月に閣議決定された第 3 次循環型社会形成推進基本計画において、有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築について規定されている。（第 3 次循環型社会形成推進基本計画 P46、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室）
- p) 「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、河川・湖沼などにおける水質の改善や、海域汚染対策について記述している。

Target 2. Water use respects wetland ecosystem needs for them to fulfil their functions and provide services at the appropriate scale inter alia at the basin level or along a coastal zone.

個別目標 2. 水利用は、とりわけ集水域レベルや海岸水域沿いにおいて、湿地生態系がその機能を十分に発揮でき、適切な規模でサービスを提供するために必要な水量に配慮する。

COP13 REPORT

第 13 回締約国会議 報告書

2.1 Has the quantity and quality of water available to, and required by, wetlands been assessed to support the implementation of the Guidelines for the allocation and management of water for maintaining the ecological functions of wetlands (Resolution VIII.1, VIII.2) ? 1.24.	C=Partially A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
2.1 Additional information: 2.1 追加情報：	

2.2 Have assessments of environmental flow been undertaken in relation to mitigation of impacts on the ecological character of wetlands (Action r3.4.iv) 2.2 環境流量の評価は、湿地の生態学的特徴に与える影響の緩和に関して行われたか。	C=Partially A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
---	---

2.2 Additional information:

2.2 追加情報 :

- ・釧路湿原やサロベツ原野などのいくつかの湿地における自然再生事業では、水環境の現状を把握した上で、望ましい地下水位の保全・復元や流入水の水質の保全・修復などを目標に取組が行われている。（釧路湿原自然再生全体構想第5章4、上サロベツ自然再生全体構想第4章）
- ・一定の規模を超える道路や鉄道等の新設に当たっては、近接する湿地への影響を含め、事業者により事前に環境影響評価が行われている。中池見湿地付近に新設予定の北陸新幹線のルート検討においては、流量・地下水位・降雨量の観測と、工事による周辺地下水への影響解析が行われ、地下水の変動が小さいと予測されたルートが選定された。

	C=Partially A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; O= No Change; X= Unknown A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、O=変化なし、X=不明
2.3 Have Ramsar Sites improved the sustainability of water use in the context of ecosystem requirements? 2.3 ラムサール条約湿地は、生態系の必須要件に照らして、水利用の持続可能性を向上させたか。	

2.3 Additional information:

2.3 追加情報 :

- ・琵琶湖は、近畿約1450万人が利用する貴重な水資源となっており、長年続けられる保全活動によって支えられている。
- ・円山川下流域・周辺水田では、円山川の水資源を中心に水田・人工湿地など多様な湿地が配置されている。ここではコウノトリの野生復帰事業を中心とした湿地保全活動が行われている。
- ・蕪栗沼・周辺水田では、水稻の収穫後に再び水田に水を入れ、冬の間も水を張った状態にしておく耕作法を実施。水を張った水田がガンやカモのねぐら、餌場、休息所となっている。

2.4 Have the Guidelines for allocation and management of water for maintaining ecological functions of wetlands (Resolutions VIII.1 and XII.12) been used/applied in decision-making processes. (Action 3.4.6.) 2.4 湿地の生態学的機能を維持するための水の配分及び管理に関する指針は、政策決定の過程で使用/適用されたか。	B=No A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
--	---

2.4 Additional information:

2.4 追加情報 :

C=Partially

2.5 Have projects that promote and demonstrate good practice in water allocation and management for maintaining the ecological functions of wetlands been developed (Action r3.4.ix.) 2.5 湿地の生態学的機能を維持するための水の配分及び管理を推進する事業及び優良事例を実証する事業は構築されたか。	A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
---	---

2.5 Additional information:

2.5 追加情報 :

- ・釧路湿原やサロベツ原野などのいくつかの湿地における自然再生事業では、水環境の現状を把握した上で、望ましい地下水位の保全・復元や流入水の水質の保全・修復などを目標に取組が行われている。（釧路湿原自然再生全体構想第5章4、上サロベツ自然再生全体構想第4章）

2.6 How many household/municipalities are linked to sewage system? SDG Target 6.3.1. 2.6 何件の世帯/地方自治体が下水設備に連結しているか。	E=47municipalities E=# household/municipalities; F= Less than #; G=More than #; X= Unknown; Y= Not Relevant E=#世帯/地方自治体、 F=#世帯/地方自治体未満、G=#世帯/地方自治体より多い、X=不明、 Y=関係なし
---	--

2.6 Additional information:

2.6 追加情報 :

2.7 What is the percentage of sewerage coverage in the country? SDG Target 6.3.1. 2.7 国の下水道の普及率はいくつか。	E=77. 8 percent E=# percent; F= Less than # percent; G= More Than # percent; X= Unknown; Y= Not Relevant E=%、F=%未満、 G=%より多い、X=不明、Y=関係なし
--	--

2.7 Additional information:

2.7 追加情報 :

- ・平成 28 年 3 月時点の普及率

2.8 What is the percentage of users of septic tank/pit latrine?	X=不明
---	------

<p>SDG Target 6.3.1.</p> <p>2.8 汲み取り式トイレの使用者の割合はいくつか。</p>	<p>E=# percent; F=Less Than # percent; G= More Than # percent; X= Unknown; Y= Not Relevant E=#%、F=#%未満、 G=#%より多い、X=不明、Y=関係なし</p>
---	--

2.8 Additional information:

2.8 追加情報 :

<p>2.9 Does the country use constructed wetlands/ponds as wastewater treatment technology?</p> <p>SDG Target 6.3.1.</p> <p>2.9 国は人口湿地/沼を廃水処理技術として使用するか。</p>	<p>C=一部</p> <p>A= Yes, B= No; C= Partially, D=Planned X= Unknown; Y= Not Relevant A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし</p>
---	---

2.9 Additional information:

2.9 追加情報 :

- ・現在、北海道や東北等で民間や大学による畜産排水処理のための人工湿地が稼働している。また、分散型の排水処理手法としての人工湿地の研究が進められている。

<p>2.10 How do the country use constructed wetlands/ponds as wastewater treatment technology perform?</p> <p>SDG Target 6.3.1.</p> <p>2.10 国は廃水処理技術を果たすとして人口湿地/沼をどのように使用するか。</p>	<p>C=一部</p> <p>A=Good; C=Functioning; B=Not Functioning; Q=Obsolete; X= Unknown Y= Not Relevant A=よい、C=機能している、B=機能していない、Q=使われなくなった、X=不明、Y=関係なし</p>
--	--

2.10 Additional information:

2.10 追加情報 :

- ・現在、北海道や東北等で民間や大学による畜産排水処理のための人工湿地が稼働している。また、分散型の排水処理手法としての人工湿地の研究が進められている。

	E= around 2, 200 plants
2.11 How many centralised wastewater treatment plants exist at national level? SDG Target 6.3.1. 2.11 集中型廃水処理施設は国レベルでいくつあるか。	E= # plants; F= Less than #; G=More than #; X= Unknown; Y= Not Relevant E=#施設、F=#施設未満、G=#施設より多い、X=不明、Y=関係なし
2.11 Additional information: 2.11 追加情報 :	

	C=Functioning
2.12 How is the functional status of the wastewater treatment plants? SDG Target 6.3.1. 2.12 廃水処理施設の機能はどんな状況か。	A=Good; C=Functioning; B=Not Functioning; Q=Obsolete; X=Unknown; Y= Not Relevant A=よい、C=機能している、B=機能していない、Q=使われなくなつた、X=不明、Y=関係なし
2.12 Additional information: 2.12 追加情報 : ・日本においては、下水道、集落排水、浄化槽等それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な汚水処理施設整備を行っている。	

	9. 14percent
2.13 The percentage of decentralized wastewater treatment technology, including constructed wetlands/ponds is? SDG Target 6.3.1. 2.13 分散型汚水処理施設（人口湿地/沼を含む）の割合はいくつか。	A=Good; C=Functioning; B=Not Functioning; Q=Obsolete; X=Unknown; Y= Not Relevant A=よい、C=機能している、B=機能していない、Q=使われなくなつた、X=不明、Y=関係なし
2.13 Additional information: 2.13 追加情報 : ・平成 27 年度末の浄化槽の普及割合。	

	A=Yes
<p>2.14 Is there a wastewater reuse system? SDG Target 6.3.1.</p> <p>2.14 廃水再利用システムはあるか。</p>	<p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X= Unknown; Y=Not Relevant</p> <p>A=はい、B=いいえ、C =一部、X=不明、Y=関 係なし</p>

2.14 Additional information:

2.14 追加情報：

- ・生活用水の中で、水洗トイレ洗浄水、修景、散水、洗車、冷房用水などの用途に下水等の再生水や雨水など、上水道と比較して低水質の水を使用する「雑用水利用」が一部の地域や建物で行われている。
- ・工業用水は回収と再利用を進めており、回収率は平成 26 年は 78.9% となっている。
- ・農業集落排水施設の処理水や汚泥については、それぞれ農業用水への再利用や農地還元を進めている。

	R=Agriculture and T=Industrial
<p>2.15 Whas Is the purpose of the wastewater reuse system? SDG Target 6.3.1.</p> <p>2.15 廃水再利用システムの目的は何か。</p>	<p>R=Agriculture; S=Landscape; T=Industrial; U=Drinking; X= Unknown; Y=Not Relevant</p> <p>R=農業、S=景観、T=産業、U=飲料水、X=不明、Y=関係なし</p>

2.15 Additional information: Please indicate if the wastewater reuse system is for free or taxed or add any additonal information.

2.15 追加情報： 廃水再利用システムが無料か課税かを、又はどんな補足情報でも、記載する。

- ・生活用水の中で、水洗トイレ洗浄水、修景、散水、洗車、冷房用水などの用途に下水等の再生水や雨水など、上水道と比較して低水質の水を使用する「雑用水利用」が一部の地域や建物で行われている。
- ・工業用水は回収と再利用を進めており、回収率は平成 26 年は 78.9% となっている。
- ・農業集落排水施設の処理水や汚泥については、それぞれ農業用水への再利用や農地還元を進めている。

Target.3. Public and private sectors have increased their efforts to apply guidelines and good practices for the wise use of water and wetlands. {1.10}

個別目標 3. 公共セクターと民間セクターが、湿地と水資源の賢明な利用のためのガイドラインや優良事例を適用するための取り組みを強化している。

COP13 REPORT
第13回締約国会議 報告書

<p>3.1 Is the private sector encouraged to apply the Ramsar wise use principle and guidance (Ramsar handbooks for the wise use of wetlands) in its activities and investments concerning wetlands? {1.10.1} KRA 1.10.i</p> <p>3.1 民間セクターに対して、湿地に関する活動と投資を行うに際してラムサール条約の賢明な利用原則と手引き（ラムサール 賢明な利用ハンドブック）を活用することを奨励したか。</p>	<p>B=No</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>3.1 Additional information:</p> <p>3.1 追加情報：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本特有の事情等を鑑みると、手引きは必ずしも全てのケースにおいて活用できるものではない。 	

<p>3.2 Has the private sector undertaken activities or actions for the conservation, wise use and management of? {1.10.2} KRA 1.10.ii:</p> <p>a) Ramsar Sites</p> <p>b) Wetlands in general</p> <p>3.2 民間セクターは下記の保全、賢明な利用及び管理に向け活動や行動を起こしているか。</p> <p>a) ラムサール条約湿地</p> <p>b) 湿地全体</p>	<p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X= Unknown; Y= Not Relevant</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし</p> <p>a) C= Partially b) C= Partially</p>
<p>3.2 Additional information:</p> <p>3.2 追加情報：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO や民間企業、拠点施設、観光協会、漁業組合等の様々な民間セクターにおいて、保全活動や再生事業、調査研究、環境教育、普及啓発活動、イベント、体験活動などが行われている。 	

		C= Partially
3.3	Have actions been taken to implement incentive measures which encourage the conservation and wise use of wetlands? {1.11.1} KRA 1.11.i	A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
3.3	湿地の保全及び賢明な利用を奨励するインセンティブ措置を実施するための行動がとられたか。	
3.3 Additional information:		

3.3 追加情報 :

- ・国内のラムサール条約湿地では、以下のような例をはじめとした取組や支援制度が行われている。
 - ・渡り鳥やその他希少野生動植物種の生息に配慮した水田農業を行い、それらの水田で収穫された米をブランド化し通常よりも高い値段で販売
 - ・条約湿地で収穫された農産物や、伝統的・持続的な漁法や猟法による水産物や鴨をブランド化して販売
 - ・日本酒（米）やハスの化粧品など、湿地の収穫物を加工販売することで高付加価値化を図っている
 - ・湿地エリアを含む範囲に関して「ラムサール」の名前を用いて観光PRを実施
 - ・生物多様性保全推進支援事業により、湿地を含む地域の生物多様性保全活動を支援している。
 - ・自然環境の保全に資する農業生産活動（水田における冬期湛水等）の実施に伴う追加的コストを支援する「環境保全型農業直接支払」を実施している。

		A=Yes; B=No; D=Planned; Z=Not Applicable A=はい、B=いいえ、D=計画がある、Z=該当なし
3.4	Have actions been taken to remove perverse incentive measures which discourage conservation and wise use of wetlands? {1.11.2} KRA 1.11.i	
3.4	湿地の保全と賢明な利用を妨げる逆行した奨励策を取り除く措置はとられたか。	
3.4 Additional information:		

3.4 追加情報 :

- ・多様な主体が湿地の重要性を認識し、湿地保全・再生の取組を活性化することを目指して、2016年に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」を選定した。
- ・我が国は条約湿地登録の際に、保護担保措置（保護区の設定）を要件の1つとしている。
- ・個々の湿地では、市町村によって湿地内での農業と保全の両立のための農業指導や、利用ルールづくりと周知、外来種駆除や放出禁止の呼びかけ、密漁禁止の周知などが行われている。

Target 4. Invasive alien species and pathways of introduction and expansion are identified and prioritized, priority invasive alien species are controlled or eradicated, and management responses are prepared and implemented to prevent their introduction and establishment.

個別目標4. 侵略的外来生物及びその移入・拡張経路が特定され、優先付けられる。優先的に対処すべき種が防除又は根絶され、それらの移入や定着を防ぐため対応策が整備・実行される。

COP13 REPORT**第13回締約国会議 報告書**

	A=Yes
4.1 Does your country have a national inventory of invasive alien species that currently or potentially impact the ecological character of wetlands? {1.9.1} KRA 1.9.i 4.1 貴国は、現在又は潜在的に、湿地の生態学的特徴に影響を与える侵略的外来生物種の国別目録を有しているか。	A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
4.1 Additional information: 4.1 追加情報：	

2004年6月に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」については、交雑種も規制できるようにする等の改正が2013年6月に行われた。同法に基づき、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして132（2017年6月現在）の「特定外来生物」を指定し、目録化している。また、2015年3月に、法規制の対象となっていない種類も含めて、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種のリストを作成した。これらの中には、生息・生育場所が湿地依存的な種が多数含まれる。

	A=Yes
4.2 Have national policies or guidelines on invasive species control and management been established or reviewed for wetlands? {1.9.2} KRA 1.9.iii 4.2 湿地における侵略的外来生物種の防除及び管理に係る政策又は指針が策定されているか。	A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
4.2 Additional information: 4.2 追加情報：	

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、外来生物法に基づく特定外来生物被害防止基本方針を策定しているほか、99の特定外来生物について国が行う防除の内容等を定めて公示している。
- ・これらに基づき、2017年度、ラムサール条約湿地では、ウトナイ湖、伊豆沼・内沼、立山弥陀ヶ原・大日平、琵琶湖、蘆牟田池において、国の事業として特定外来生物の効果的防除手法の検討や地域主体の除去活動や防除体制の整備などの取組を行っている。

	E= 18 species
4.3 How many invasive species are being controlled through management actions?.	E= # species; F=Less than #; G=More than #; C=Partially; X= Unknown; Y=Not Relevant
4.3 管理行動を通じて、いくつの侵略的外来生物種が防御されているか。	E= # plants; F= Less than #; G=More than #; X= Unknown; Y= Not Relevant E=#種、F=#種未満、G=#種より多い、C=一部、X=不明、Y=関係なし E=#植物種、F=#植物種未満、G= #植物種より多い、X=不明、Y=関係なし
4.3 Additional information: (If 'Yes', please indicate the year of assessment and the source of the information):	
4.3 追加情報：（回答が「はい」の場合、評価年及び情報源を記載しなさい。）	
<ul style="list-style-type: none"> ・国は、18種の特定外来生物に関する防除事業を行っている。 ・国は、多面的機能支払交付金により、水田と接続しているため池のオオクチバス等の外来種駆除を支援している。 	

	C=Partially
4.4 Have the effectiveness of wetland invasive alien species control programmes been assessed?	A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant
4.4 湿地の侵略的外来生物種防御プログラムの有効性は評価されたか。	A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし
4.4 Additional information:	
4.4 追加情報：	
<ul style="list-style-type: none"> ・蘿牟田池、伊豆沼・内沼、琵琶湖などをはじめとして、侵略的外来生物種防除事業について、これまでの取組の効果の検証や課題の抽出、その解決方法の検討などを行っている湿地がある。 	

Goal 2. Effectively conserving and managing the Ramsar Site network

目標2. ラムサール条約湿地ネットワークの効果的な保全と管理

Target 5. *The ecological character of Ramsar Sites is maintained or restored through effective, planning and integrated management {2.1.}*

個別目標5. ラムサール条約湿地の生態学的特徴が、効果的な計画と統合管理を通じて、維持あるいは再生される。

COP13 REPORT 第13回締約国会議 報告書	
5.1 Have a national strategy and priorities been established for the further designation of Ramsar Sites, using the <i>Strategic Framework for the Ramsar List?</i> {2.1.1} KRA 2.1.i	A=Yes A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
5.1 ラムサール条約湿地リストのための戦略的枠組みを用いて、ラムサール条約湿地の追加登録のための国家戦略及び優先事項が確立されたか。	

5.1 Additional information:

5.1 追加情報 :

- ・国際的に重要な湿地の基準に見合うラムサール条約湿地潜在候補地のリストを2010年に作成している。
- ・2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」において、地域の理解と協力を前提として、ラムサール条約への登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地の登録と区域の拡張を推進することとしている。

5.2 Are the Ramsar Sites Information Service and its tools being used in national identification of further Ramsar Sites to designate? {2.2.1} KRA 2.2.ii	B=No A=Yes; B=No; D=Planned A=はい、B=いいえ、D=計画がある
5.2 ラムサール条約湿地データサービス及びそのツールは、追加登録するラムサール条約湿地を特定する際に利用されているか。	

5.2 Additional information:

5.2 追加情報 :

- ・我が国においては独自に潜在候補地リストを作成している。

E= 50sites

<p>5.3 How many Ramsar Sites have an effective, implemented management plan? {2.4.1} KRA 2.4.i</p> <p>5.3 効果的に実施された管理計画を持つラムサール条約湿地はいくつあるか。</p>	<p>E= # sites; F=Less than #; G=More than #; X=Unknown; Y=Not Relevant E=#湿地、F=#湿地未満、G=#湿地より多い、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>5.4 For how many of the Ramsar Sites with a management plan is the plan being implemented? {2.4.2} KRA 2.4.i</p> <p>5.4 管理計画のあるラムサール条約湿地のうち、それが実施されている湿地数はいくつか。</p>	<p>E= 50sites E= # sites; F=Less than #; G=More than #; X= Unknown; Y=Not Relevant E=#湿地、F=#湿地未満、G=#湿地より多い、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>5.5 For how many Ramsar Sites is effective management planning currently being implemented (outside of formal management plans) ? {2.4.3} KRA 2.4.i</p> <p>5.5 (正式な管理計画のほかに) 効果的な管理計画が現在実施されているラムサール条約湿地はいくつか。</p>	<p>G=More than22 E= # sites; F=Less than #; G=More than #; X= Unknown; Y=Not Relevant E=#湿地、F=#湿地未満、G=#湿地より多い、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>5.3 – 5.5 Additional information:</p> <p>5.3 -5.5 追加情報 :</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国では、対象となる湿地を国立・国定公園、国指定鳥獣保護区又は生息地等保護区等に指定した上で、又は既にいすれかの保護地域に指定されている湿地について、ラムサール条約への登録を行っている。これらの保護地区の指定に際しては、湿地の保全管理に係る内容を含む自然公園の公園計画、鳥獣保護区の指定計画、生息地等保護区の保護に関する指針が策定される。 また、上記計画の他にも湿地の管理に関する記載もしている自然再生事業にかかる事業実施計画や、都道府県や市町村、地域関係者の参加する協議会等によって、湿地を含む自然環境の保全や再生、活用等に関する独自の管理計画が策定・実施されている地域もある。 	

<p>5.6 Have all Ramsar sites been assessed regarding the effectiveness of their management (through formal management plans where they exist or otherwise through existing actions for appropriate wetland management) ? {1.6.2} KRA 1.6.ii</p> <p>5.6 すべてのラムサール条約湿地は、それぞれの管理の有効性について評価されたか（正式な管理計画がある場合は、それを使って、ない場合は、適切な湿地管理のための既存の方策を使って）。</p>	<p>C=Partially A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
---	--

5.6 Additional information:

5.6 追加情報 :

- ・国立・国定公園又は国指定鳥獣保護区に指定されているラムサール条約湿地については、国立・国定公園の公園計画の点検又は鳥獣保護区の管理計画改定の際に、必要に応じて行われている。
- ・都道府県や市町村、協議会等によって策定された湿地管理に関する管理計画についても、管理の効果や課題の把握、定期的な見直しが行われているものがある。

	G=More than 33
5.7 How many Ramsar Sites have a cross-sectoral management committee? {2.4.4} {2.4.6} KRA 2.4.iv	E= # sites; F=Less than #; G=More than #; C=Partially; X=Unknown, Y=Not Relevant;
5.7 分野横断的な管理委員会があるラムサール条約湿地の数はいくつか。	E=#湿地、F=#湿地未満、G=#湿地より多い、C=一部、X=不明、Y=関係なし
5.7 Additional information (If at least 1 site, please give the name and official number of the site or sites):	
5.7 追加情報（少なくとも1つの湿地について、その名称と公式番号を記入する。）：	
<ul style="list-style-type: none">・釧路湿原、サロベツ原野、伊豆沼・内沼、中海における自然再生協議会の他、クッチャロ湖、濤沸湖、風蓮湖・春国岱、大沼、仏沼、大山上池・下池、佐潟、片野鴨池、蕪栗沼・周辺水田、化女沼、渡良瀬遊水地、芳ヶ平湿地群、東海丘陵湧水湿地群、藤前干潟、立山弥陀ヶ原・大日平、三方五湖、琵琶湖、円山川下流域・周辺水田、串本沿岸海域、東よか干潟、肥前鹿島干潟、荒尾干潟、くじゅう坊ガツル・タデ原湿原、永田浜、慶良間諸島海域、名蔵アンパル、において湿地保全のための協議会や委員会が設置されている。・また、各湿地の個別の協議会の他に、北海道ラムサールネットワークや釧路国際ウェットランドセンターのような複数の条約湿地を包括する広域的連携組織も存在する。	

		E=50sites E=# sites; F=Less than #; G=More than; C= Partially #; X= Unknown; Y=Not Relevant E=#湿地、F=#湿地未満、G=#湿地より多い、C=一部、X=不明、Y=関係なし
5.8	For how many Ramsar Sites has an ecological character description been prepared (see Resolution X.15)? {2.4.5}{2.4.7} KRA 2.4.v 5.8 生態学的特徴の記載がなされているラムサール条約湿地はいくつ（決議 X. 15 参照）。	5.8 Additional information (If at least 1 site, please give the name and official number of the site or sites): 5.8 追加情報（少なくとも 1 つの湿地について、その名称と公式番号を記入する。）： ・釧路湿原（no. 205）をはじめとして、全てのサイトについて記載されている。

5.9	Have any assessments of the effectiveness of Ramsar Site management been made? {2.5.1} KRA 2.5.i 5.9 ラムサール条約湿地の管理の有効性についての評価は行われたか。	A=Yes A=Yes; B=No; C=Some Sites A=はい、B=いいえ、C=数カ所
5.9	Additional information (If 'Yes' or 'Some sites', please indicate the year of assessment, which assessment tool did you use (e.g. METT, Resolution XII.15, and the source of the information): 5.9 追加情報（「はい」又は「数カ所」の場合、評価の実施年、使用した評価ツール（例えば、決議 XII. 15 の Management Effectiveness Tracking Tool (METT, 管理有効性追跡ツール)）及び情報の出所を記入のこと。）： ・国指定鳥獣保護区又は国立・国定公園に指定されているラムサール条約湿地については、鳥獣保護区の管理計画改定又は国立・国定公園の公園計画の点検の際に、必要に応じて行われている。 ・都道府県や市町村、協議会等によって策定された湿地管理に関する管理計画についても、管理の効果や課題の把握、定期的な見直しが行われているものがある。例えば、漫湖（2009 年）、蕪栗沼（2011 年）、宮島（2012 年）、佐潟（2014 年）、円山川周辺水田（2015 年）、中海（2015 年）、琵琶湖（2016 年）において、それぞれの自治体や協議会における検討を通して管理計画の点検・改定を行った。（都道府県・市町村へのアンケート結果より）	

Target 7. *Sites that are at risk of change of ecological character have threats addressed {2.6.}*

個別目標 7. 生態学的特徴の変化が懸念されるサイトにおいて、脅威が対処される。

COP13 REPORT

第 13 回締約国会議 報告書

<p>7.1 Are mechanisms in place for the Administrative Authority to be informed of negative human-induced changes or likely changes in the ecological character of Ramsar Sites, pursuant to Article 3.2? {2.6.1} KRA 2.6.i</p> <p>7.1 人為的活動によるラムサール条約湿地の生態学的特徴の悪化又はその恐れがあることについて、条約第 3 条 2 に従って管理当局に対して通達がなされる仕組みが整っているか。</p> <p>7.1 Additional information (If 'Yes' or 'Some sites', please summarise the mechanism or mechanisms established):</p> <p>7.1 追加情報（「はい」又は「数カ所」と回答した場合、構築されている仕組みを要約して記入のこと。）：</p> <p>各ラムサール条約湿地を管轄する地方環境事務所が管理当局である環境省本省野生生物課に連絡する。また、生物多様性センターは、ラムサール条約湿地に限らず、湖沼、干潟、サンゴ礁などの湿地を対象に含む自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト 1000 の結果が出た際には管理当局に報告している。</p>	<p>A=Yes</p> <p>A=Yes; B=No; C=Some Sites; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=数カ所、D=計画がある</p>
--	---

<p>7.2 Have all cases of negative human-induced change or likely change in the ecological character of Ramsar Sites been reported to the Ramsar Secretariat, pursuant to Article 3.2? {2.6.2} KRA 2.6.i</p> <p>7.2 人為的活動によるラムサール条約湿地の生態学的特徴の悪化又はその恐れがある全ての事例について、条約第 3 条 2 に従って条約事務局に報告したか。</p> <p>7.2 Additional information (If 'Yes' or 'Some cases', please indicate for which Ramsar Sites the Administrative Authority has made Article 3.2 reports to the Secretariat, and for which sites such reports of change or likely change have not yet been made):</p> <p>7.2 追加情報（「はい」又は「数事例」と回答した場合、管理当局が条約第 3 条 2 に規定する報告を条約事務局に対して行った条約湿地名、及び変化又は変化の可能性があることについて当該報告を行っていない条約湿地名を明記すること。）：</p>	<p>O=No Negative Change</p> <p>A=Yes; B=No; C=Some Cases; O=No Negative Change A=はい、B=いいえ、C=数事例、O=悪化はない</p>
--	---

<p>7.3 If applicable, have actions been taken to address the issues for which Ramsar Sites have been listed on the Montreux Record, including requesting a Ramsar Advisory Mission? {2.6.3} KRA 2.6.ii</p> <p>7.3 該当する場合に、ラムサール条約湿地がモントルーレコードに掲載される原因となった問題に対してラムサール諮問調査団に要請することを含め、方策を講じたか。</p> <p>7.3 Additional information (If 'Yes', please indicate the actions taken):</p> <p>7.3 追加情報（「はい」と回答した場合は講じた方策を記入すること。）：</p> <p>日本国内のラムサール条約湿地はモントルーレコードに掲載されたことはない。</p>	<p>Z=Not Applicable</p> <p>A=Yes; B=No; Z=Not Applicable A=はい、B=いいえ、Z=該当なし</p>
---	--

Goal 3. Wisely Using All Wetlands

目標3：すべての湿地の賢明な利用

Target 8. National wetland inventories have been either initiated, completed or updated and disseminated and used for promoting the conservation and effective management of all wetlands
{1.1.1} KRA 1.1.i

個別目標8. すべての湿地の保全及び効果的な管理を推進するために、国の湿地目録が着手され、完成又は更新され、公開・配布され、活用されている。

COP13 REPORT 第13回締約国会議 報告書		A=Yes
8.1 Does your country have a complete National Wetland Inventory? {1.1.1} KRA 1.1.i	8.1 貴国において完成した国家湿地目録があるか？	A=Yes; B=No; C=In Progress; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=進行中、D=計画がある
8.1 Additional information:		
8.1 追加情報：		
<ul style="list-style-type: none">生物多様性保全上の観点から選定した「日本の重要湿地500」を2002年に公表。その後有識者の意見等も踏まえて見直しを行い、2016年に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」を公表した。この他、ラムサール条約湿地潜在候補地のリストや、自然環境保全基礎調査による湿地調査報告書、河川調査報告書及び浅海域（藻場・干潟）調査報告書、並びにモニタリングサイト1000による陸水域調査報告書、ガンカモ類調査報告書、シギ・チドリ類調査報告書及び沿岸域調査報告書がある。		

		A=Yes A=Yes; B=No; C=In Progress; C1=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant A=はい、B=いいえ、C=進行中、C1=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし
8.2	Has your country updated a National Wetland Inventory in the last decade? 8.2 貴国において過去 10 年間に国家湿地目録を更新したか。	

8.2 Additional information:

8.2 追加情報 :

- ・2001 年に公表した「日本の重要湿地 500」について、有識者の意見等も踏まえて見直しを行い、2016 年に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」を公表した。
- ・全国 1000 ケ所程度で基礎的環境情報の収集を長期的に継続して行う事業である「モニタリングサイト 1000」により、一部の湿地（湖沼・湿原・磯・干潟・アマモ場・藻場・サンゴ礁）で定量的及び定性的な調査毎年行っており、報告書を作成している。
- ・東日本大震災によって被災した東北地方太平洋沿岸地域において、干潟、アマモ場、藻場、海鳥繁殖地等のモニタリングを継続し、生態系に変化がないか記録している。
- ・2010 年に環境省が公表したラムサール条約湿地潜在候補地（以下、「潜在候補地」という）のうち、東日本大震災の影響を受けた 7 つの潜在候補地について、震災後の候補地としての資質を調査し、報告書にとりまとめた。

		A=Yes A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
8.3	Is wetland inventory data and information maintained? {1.1.2} KRA 1.1.ii 8.3 湿地目録のデータ及び情報は維持されているか。	

8.3 Additional information:

8.3 追加情報 :

		A=Yes
8.4	Is wetland inventory data and information made accessible to all stakeholders? {1.1.2} KRA 1.1.ii	A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned
8.4	湿地目録のデータと情報は、全ての利害関係者が利用出来るようになっているか。	A=はい、 B=いいえ、 C=一部、 D=計画がある
8.4 Additional information:		
8.4 追加情報 :		
ウェブサイトにて広く一般に公開されている。		

<p>8.5 Has the condition* of wetlands in your country, overall, changed during the last triennium? {1.1.3}</p> <p>a) Ramsar Sites b) wetlands generally</p> <p>Please describe on the sources of the information on which your answer is based in the green free-text box below. If there is a difference between inland and coastal wetland situations, please describe. If you are able to, please describe the principal driver(s) of the change(s).</p> <p>* 'Condition' corresponds to ecological character, as defined by the Convention</p> <p>8.5 過去 3 年で、全体的に湿地の状態＊は変化したか。</p> <p>a) ラムサール条約湿地 b) 湿地全体</p> <p>下記緑色の記入欄に回答の根拠となる情報源について説明すること。内陸湿地、沿岸湿地で立地条件が違う場合は説明を記載する。可能なら変化の主要な要因も記入する。</p> <p>* “状態”とは、条約で定義する生態学的特徴に相当する。</p>	<p>N=Status Deteriorated; O=No Change; P=Status Improved N=悪化した、O=変化なし、P=改善された</p> <p>a) N=Status Deteriorated; O=No Change; P=Status Improved b) O=No Change</p>
<p>8.5 Additional information on a) and/or b):</p> <p>8.5 a) 及び/又は b) に関する追加情報：</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国 1000 ケ所程度で基礎的環境情報の収集を長期的に継続して行う事業である「モニタリングサイト 1000」により、一部の湿地（湖沼・湿原・磯・干潟・アマモ場・藻場・サンゴ礁）でモニタリングを行っており、全国的にはこの 3 年間では大きな変化は見られない。 一方で、道県や市町村、NGO のアンケートによると、条約湿地の一部では、外来種の増加や乾燥化、生物相の変化などが見られる他、保全事業の効果による自然環境の維持や改善といった変化が見られる。 	

	C=Partially E= # Km ² ; F=Less than #; G=More than #; A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant E=#km ² 、F=#km ² 未満、G=#km ² より多い、A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし
<p>8.6 Based upon the National Wetland Inventory if available please provide a baseline figure in square kilometres for the extent of wetlands (according to the Ramsar definition) for the year 2017. SDG Target 6.6</p> <p>8.6 国家湿地目録に基づいて、2017 年の湿地の範囲に関する基準数値を（ラムサール条約の定義に従って）、得られれば、平方キロメートルで記入する。</p>	
<p>8.6 Additional information: If the information is available please indicate the % of change in the extent of wetlands over the last three years.</p> <p>8.6 追加情報： 情報があれば、過去 3 年間における湿地の範囲の変化の割合を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国のラムサール条約湿地については、2015 年に 4 つの湿地が新しく登録され、1 カ所の湿地の登録面積が拡大された。それに伴い、我が国のラムサール条約湿地（50 カ所）の面積は 148, 002ha となり、7. 3% 増加した。 	

Target 9. *The wise use of wetlands is strengthened through integrated resource management at the appropriate scale, inter alia, within a river basin or along a coastal zone {1.3.}.*

個別目標 9. 湿地の賢明な利用が、とりわけ河川集水域内や沿岸域に沿って、適切な規模で、統合的な資源管理を通じて強化される。

COP13 REPORT	
第 13 回締約国会議 報告書	
9.1 Is a Wetland Policy (or equivalent instrument) that promotes the wise use of wetlands in place? {1.3.1} KRA 1.3.i (If 'Yes', please give the title and date of the policy in the green text box)	A=Yes
9.1 湿地の賢明な利用を推進する湿地政策（または相当するもの）があるか。（「はい」と回答した場合、下記追加情報欄に政策名と制定日時を記入すること。）	A=Yes; B=No; C=In Preparation; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=準備中、D=計画がある
9.1 Additional information: 9.1 追加情報：	
2012 年 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」における湿地に係る記載を国家湿地政策として位置づけている。	
	B=No

9.2 Have any amendments to existing legislation been made to reflect Ramsar commitments? {1.3.5}{1.3.6}	A=Yes; B=No; C=In Progress; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=進行中、D=計画がある
9.2 ラムサール条約上の責務に対応するため、現行法の改正がなされたか。	

9.2 Additional information:

9.2 追加情報 :

9.3 Do your country's water governance and management systems treat wetlands as natural water infrastructure integral to water resource management at the scale of river basins? {1.7.1} {1.7.2} KRA 1.7.ii	A=Yes
9.3 貴国の水に係る政策及び管理システムは、流域単位での水資源管理に必要不可欠な天然の水のインフラとして、湿地を取り扱っているか。	A=Yes; B=No; D=Planned A=はい、B=いいえ、D=計画がある

9.3 Additional information:

9.3 追加情報 :

- ・河川整備計画において、水資源管理に河川を含む湿地に係る事項が組み込まれている。
- ・水田周辺のかんがい用水は、周辺の水資源管理に必要不可欠な水のインフラであり、景観の形成や生態系保全にも貢献している。

9.4 Have Communication, Education, Participation and Awareness (CEPA) expertise and tools been incorporated into catchment/river basin planning and management (see Resolution X.19)? {1.7.2}{1.7.3}	A=Yes
9.4 CEPA（交流・教育・参加・普及啓発）に係る専門的知識やツールは集水域や河川流域の計画及び管理に盛り込まれているか？（決議 X. 19 参照）	A=Yes; B=No; D=Planned A=はい、B=いいえ、D=計画がある

9.4 Additional information:

9.4 追加情報 : （前回報告書と同じ内容）

- ・釧路湿原をはじめとする河川、湿原、干潟等の湿地で実施されている自然再生推進法に基づき作成されたほとんどの自然再生事業実施計画には、環境教育の推進が盛り込まれている。
- ・谷津干潟、佐潟、漫湖、藤前干潟、濤沸湖、蕪栗沼・周辺水田、化女沼、大沼、渡良瀬遊水地、芳ヶ平湿地群、荒尾干潟、鹿島肥前干潟、東よか干潟等において独自に策定されている管理計画にCEPAの内容が盛り込まれている。

9.5 Has your country established policies or guidelines for enhancing the role of wetlands in mitigating or adapting to climate change? {1.7.3} {1.7.5} KRA 1.7.iii	A=Yes
9.5 気候変動の影響緩和又は適応に果たす湿地の役割を強化するための政策や指針を確立したか。	A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある

9.5 Additional information:

9.5 追加情報 : (前回報告書と同じ内容)

2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、湿地を含む生態系の保全と回復を通じて、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、気候変動の緩和と適応に貢献することを目標の一つとして掲げた。

		A=Yes
9.6	Has your country formulated plans or projects to sustain and enhance the role of wetlands in supporting and maintaining viable farming systems? {1.7.4} {1.7.6} KRA 1.7.v	A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
9.6	実行可能な農業システムを支え維持する湿地の役割を持続させ及び増強させるための計画や事業を策定したか。	

9.6 Additional information:

9.6 追加情報 :

- ・決議 X.31 履行推進のために、NPO 法人が中心となり、田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト行動計画 2013 を策定し、地域交流会や全国集会などを継続している。
- ・「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、持続的に営まれる、農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と生物多様性の保全を両立させる取組の促進を目標の一つとして掲げている。
- ・市町村では、湿地の生物多様性保全に配慮した農業に関する記述を含む計画や条例、事業、実証実験などを策定・実施しているところがある。

9.7	Has research to inform wetland policies and plans been undertaken in your country on: a) agriculture-wetland interactions b) climate change c) valuation of ecosystem services {1.6.1} KRA 1.6.i	A=Yes; B=No; D=Planned A=はい、B=いいえ、D=計画がある a) A=Yes b) A=Yes c) A=Yes
9.7	湿地政策及び計画に追加情報を与えるため、下記の事項に係る研究を行ったか。 a) 農業と湿地の相互作用 b) 気候変動 c) 生態系サービスの評価	

9.7 Additional information:

9.7 追加情報 :

- aに関して、農業者・市民・研究者により国内の「田んぼの生きもの調査」が継続して行われている。またNPO法人の調査により水田には5668種の生きものが見つかっていることが公表されている。更に、NGO等を中心に韓国での調査結果との情報共有がなされている。加えて、水田を利用する渡り鳥や希少種が生息する蕪栗沼・周辺水田（マガソ）・佐渡（トキ）・円山川下流域・周辺水田（コウノトリ）などにおいて水田を中心とした農業と湿地に関する知見が集積された。
(出典：田んぼの生きもの全種リスト改訂版；農と自然の研究所)
- aに関して、2014年度の環境省による国内の湿原及び干潟が有する経済的な価値の評価によって、水田を利用する渡り鳥や希少種が生息する蕪栗沼・周辺水田（マガソ）・佐渡（トキ）・円山川下流域・周辺水田（コウノトリ）などにおいて水田を中心とした農業と湿地に関する知見が集積された。
- bに関して、平成23年度に、「アジア規模での生物多様性観測・評価・予測に関する総合的研究」（環境研究総合推進費）において、気候変動を考慮した湿地の研究が行われている。
- cに関して、2014年度に、環境省において国内の湿原及び干潟が有する経済的な価値の評価を行い、試算結果（年間1兆5,000億円）を公表した。また、環境省のもつ競争的研究資金である環境研究総合推進費を活用して、湿地保全・再生に向けた生物多様性や生態系サービス等の多面的価値を評価するための評価軸の開発等を進めている。
- abcに関して、ラムサール条約湿地に関する道県・市町村・NGOによる調査研究も行われている。

- | | B=No |
|---|---|
| 9.8 Has your country submitted a request for Wetland City Accreditation of the Ramsar Convention, Resolution XII.10 ? | A=Yes; B=No;
C=Partially;
D=Planned |
| 9.8 貴国はラムサール条約（決議XII.10）の湿地自治体認証に要求書を提出したか。 | A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある |

9.8 Additional information: (If 'Yes', please indicate How many request have been submitted):

9.8 追加情報：（「はい」と回答した場合、提出した要求書の数はいくつ？）

Target 10. *The traditional knowledge innovations and practices of indigenous peoples and local communities relevant for the wise use of wetlands and their customary use of wetland resources, are documented, respected, subject to national legislation and relevant international obligations and fully integrated and reflected in the implementation of the Convention with a full and effective participation of indigenous and local communities at all relevant levels.*

個別目標10. 湿地の賢明な利用及び湿地資源の慣習的利用に関連する先住民族及び地域社会の伝統的な知識、工夫及び慣行が、国内法及び関連する国際的義務に従って記録され、尊重され、先住民族及び地域社会の完全かつ効果的な参加の下に、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施において完全に組み入れられ、反映される。

COP13 REPORT
第13回締約国会議 報告書

	B=No
10.1 Have the guiding principles for taking into account the cultural values of wetlands including traditional knowledge for the effective management of sites (Resolution VIII.19) been used or applied? (Action 6.1.2/ 6.1.6)	A=Yes; B=No; C=In Preparation; C1= Partially; D= Planned; X= Unknown; Y=Not Relevant A=はい、B=いいえ、C=準備中、C1=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし
10.1 条約湿地の効果的な管理に役立つ伝統的な知識を含む湿地の文化的価値を考慮に入れるための指針となる原則（決議VIII.19）は活用又は適用されてきたか。（Action 6.1.2/ 6.1.6）	
10.1 Additional information:	
10.1 追加情報：	<ul style="list-style-type: none"> ・決議VIII.19の「指針となる原則」自体は活用していないが、人と自然との距離が近く二次的自然環境が多い我が国では、決議VIII.19が採択される以前の古くから湿地と共生する暮らしや文化が存在している。
10.2 Have case studies, participation in projects or successful experiences on cultural aspects of wetlands been compiled. Resolution VIII.19 and Resolution IX.21? (Action 6.1.6)	A=Yes
10.2 湿地の文化的側面に関する事例研究、事業への参加又は成功例は取りまとめられてきたか。（決議VIII.19及び決議IX.21）（Action 6.1.6）	A=Yes; B=No; C=In Preparation; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=準備中、D=計画がある
10.2 Additional information: (If yes please indicate the case studies or projects documenting information and experiences concerning culture and wetlands).	
10.2 追加情報：（「はい」と回答した場合、文化及び湿地に関する事例研究又は事業記録情報及び経験を記入すること。）	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国際湿地保全連合において、湿地の文化のナショナルインベントリー作成が進められ、150を超える事例が集められた。その中から選ばれた33の事例について小冊子「湿地の文化と技術33選～地域・人々とのかかわり～」が作成されている。 ・ラムサール条約湿地に関する道県・市町村・民間組織によって、湿地と地域の伝統文化や暮らし、技術に関する情報の収集と取りまとめ、パンフレットや施設、ウェブサイト、教材、DVD等による解説紹介が行われている。
10.3 Have the guidelines for establishing and strengthening local communities' and indigenous people's participation in the management of wetlands been used or applied. (Resolution VII. 8) (Action 6.1.5)	A=Yes
10.3 湿地の管理に、地域社会及び先住民の人々の参加を確立させ高めるための指針は活用又は適用されてきたか。（決議VII.8）（Action 6.1.5）	A=Yes; B=No; C=In Preparation; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=準備中、D=計画がある

10.3 Additional information: (If the answer is "yes" please indicate the use or application of the guidelines)

10.3 追加情報：（「はい」と回答した場合、指針の活用又は適用について記入すること。）

- ・我が国の湿地は人里近くに位置することが多いため、地域の人々が湿地の管理に参加する例が多く見られる。例えば、
- ・湿地の保全活動やワイスユース、管理などの方針の策定過程において、地域の人々や利害関係者の参加の機会を設けている協議会や市町村が数多くある。

	A=Yes
10.4 Traditional knowledge and management practices relevant for the wise use of wetlands have been documented and their application encouraged (Action 6.1.2)	A=Yes; B=No; C=In Preparation; D=Planned
10.4 湿地の賢明な利用に関する伝統的な知識及び管理慣行は記録され、それらの有用性は奨励されてきたか。	A=はい、B=いいえ、C=準備中、D=計画がある
10.4 Additional information:	
10.4 追加情報：	
<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットや冊子等の印刷物、イベント等によって、湿地の賢明な利用に関する伝統的な漁業や農業、狩猟、管理技術等が記録され、広く紹介されている。 ・例えば、ラムサール条約湿地に関する道県・市町村・民間組織によって、湿地と地域の伝統文化や暮らし、技術に関する情報の収集と取りまとめ、パンフレットや施設、ウェブサイト、教材、DVD等による解説紹介が行われている。 	

Target 11. Wetland functions, services and benefits are widely demonstrated, documented and disseminated. {1.4.}

個別目標 11. 湿地の機能、サービス及び恩恵が広く証明され、記録され、普及される。

COP13 REPORT	
第 13 回締約国会議 報告書	
11.1 Has an assessment been made of the ecosystem benefits/services provided by Ramsar Sites and other wetlands? {1.4.1} KRA 1.4.ii]	C1=Partially A=Yes; B=No; C=In Preparation; C1=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant
11.1 ラムサール条約湿地及びその他の湿地からもたらさせる生態系の恩恵/サービスについて評価を行ったか。	A=はい、B=いいえ、C=準備中、C1=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし

11.1 Additional information: (If 'Yes' or 'Partially', please indicate, how many Ramsar Sites and their names):

11.1 追加情報：（「はい」又は「一部」と回答した場合、該当するラムサール条約湿地の数及び名称を記載すること。）

- ・国は、環境保全型農業の生物多様性保全効果を定量的に評価するための手法を策定し、マニュアルとして刊行している。
- ・パンフレットや冊子等の印刷物、イベント等によって、湿地の賢明な利用に関する伝統的な漁業や農業、狩猟、管理技術等が記録され、広く紹介されている。
- ・ラムサールシンポジウム 2016—中海・宍道湖一の開催によって、湿地生態系の恩恵を含む、湿地の保全と賢明な利用の経験・技術・手法等のとりまとめと共有されている。

11.2 Have wetland programmes or projects that contribute to poverty alleviation objectives or food and water security plans been implemented? {1.4.2} KRA 1.4.i

11.2 貧困緩和の目的又は食料と水の安全保障計画に貢献する湿地に係るプログラム又は事業が実施されてきたか。

Y=Not Relevant

A=Yes; B=No;
C=Partially;
D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant
A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし

11.2 Additional information:

11.2 追加情報：

11.3 Have socio-economic values of wetlands been included in the management planning for Ramsar Sites and other wetlands? {1.4.3}{1.4.4} KRA 1.4.iii

11.3 湿地の社会経済学的価値は、ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画の中に盛り込まれているか。

C=Partially

A=Yes; B=No;
C=Partially;
D=Planned
A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある

11.3 Additional information (If 'Yes' or 'Partially', please indicate, if known, how many Ramsar Sites and their names):

11.3 追加情報：（「はい」又は「一部」と回答した場合には、わかるようであれば、該当するラムサール条約湿地の数及び名称を記載すること。）

- ・ラムサール条約湿地の管理に関する道県や市町村が独自に策定している管理計画の中に、湿地の社会経済学的価値に関する内容が含まれているものもある。
- ・正式な管理計画ではないが、釧路湿原や三方五湖、中海等の自然再生全体構想に記述されている。

		C=Partially
11.4 Have cultural values of wetlands been included in the management planning for Ramsar Sites and other wetlands? {1.4.3}{1.4.4} KRA 1.4.iii	A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned	
11.4 湿地の文化的価値は、ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画の中に盛り込まれているか。	A=はい、 B=いいえ、 C=一部、 D=計画がある	
11.4 Additional information (If 'Yes' or 'Partially', please indicate, if known, how many Ramsar Sites and their names): 11.4 追加情報：（「はい」又は「一部」と回答した場合には、わかるようであれば、該当するラムサール条約湿地の数及び名称を記載すること。） ・正式な管理計画ではないが、釧路湿原や三方五湖、中海等の自然再生全体構想に記述されている。 ・湿地のうち史跡・名勝・天然記念物に指定されているものや、重要文化的景観のうち棚田・水辺・河川流域等の景観地域に指定されているものについては、保存管理計画の中で記述されている。 ・ラムサール条約湿地の管理に関する道県や市町村が独自に策定している管理計画の中に、湿地の文化的価値に関する内容が含まれているものもある。		

Target 12. Restoration is in progress in degraded wetlands, with priority to wetlands that are relevant for biodiversity conservation, disaster risk reduction, livelihoods and/or climate change mitigation and adaptation. {1.8.}

個別目標 12. 生物多様性保全、防災、生計手段及び/又は気候変動の緩和と適応に関連する湿地を優先に、劣化した湿地の再生が進行する。

COP13 REPORT		
第 13 回締約国会議 報告書		
		A=Yes
12.1 Have priority sites for wetland restoration been identified? {1.8.1} KRA 1.8.i	A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant	
12.1 湿地再生を優先すべき湿地は、特定されたか。	A=はい、 B=いいえ、 C=一部、 D=計画がある、 X=不明、 Y=関係なし	
12.1 Additional information:		
12.1 追加情報：		
・我が国では、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、N P O、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然再生を進めている。 ・生物多様性保全上の観点から選定した「日本の重要湿地 500」を 2001 年に公表。その後有識者の意見等も踏まえて見直しを行い、2016 年に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」を公表した。		

	A=Yes
12.2 Have wetland restoration/rehabilitation programmes, plans or projects been effectively implemented? {1.8.2} KRA 1.8.i 12.2 湿地の再生/回復プログラム、計画又は事業は効果的に実施されたか。	A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし
12.2 Additional information: (If 'Yes' or 'Partially', please indicate, if available the extent of wetlands restored): 12.2 追加情報：（「はい」又は「一部」と回答した場合には、再生された湿地の範囲を、可能であれば、記載すること。） ・国内では、河川整備計画に基づいた河川整備を推進している。 ・土砂の掘削や、乾燥化対策、水草の再生、外来種の駆除等の湿地の再生事業を行っている地域が多くある。また、漫湖や西礁湖では、これまでに実施した湿地の回復事業の効果を検証するために、干潟環境の回復状況調査やモニタリング等を実施している。	

Target 13. Enhanced sustainability of key sectors such as water, energy, mining, agriculture, tourism, urban development, infrastructure, industry, forestry, aquaculture and fisheries when they affect wetlands, contributing to biodiversity conservation and human livelihoods

個別目標 13. 水、エネルギー、採掘、農業、観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業等の主要セクターが湿地に影響を及ぼす場合に、それらの持続可能性が強化され、生物多様性保全と人間の暮らしに寄与する。

COP13 REPORT 第 13 回締約国会議 報告書	
13.1 Have actions been taken to enhance sustainability of key sectors such as water, energy, mining, agriculture, tourism, urban development, infrastructure, industry, forestry, aquaculture and fisheries when they affect wetlands? 13.1 水、エネルギー、採掘、農業、観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業等の主要セクターが湿地に影響を及ぼす場合、それらの持続可能性を向上するために方策を講じてきたか。	A=Yes
	A=Yes; B=No; D=Planned A=はい、B=いいえ、D=計画がある

13.1. Additional information: (If 'Yes', please indicate the actions taken):

13.1 追加情報：（「はい」と回答した場合には、とられた方策について記載すること。）

- ・河川等が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出を進めている。
- ・また、一定規模を超える発電所や公共施設等の新增設に当たっては、法に基づいて事業者が事前に行う環境影響評価において、必要に応じ環境保全措置を講じている。
- ・さらに、湿地の管理に関する道県や市町村では、水、エネルギー、採掘、農業、観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業等の事業を実施する際に、湿地への影響が懸念される場合は、それを軽減するような措置をとっているところもある。

	A=Yes B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
13.2 Are Strategic Environmental Assessment practices applied when reviewing policies, programmes and plans that may impact upon wetlands? {1.3.3} {1.3.4} KRA 1.3.ii 13.2 湿地に影響を及ぼし得る政策、プログラム及び計画を見直す際に、戦略的環境影響評価手法を適用しているか。	
13.2 Additional information: 13.2 追加情報：2013年4月から、環境影響評価法の改正に伴い、環境影響評価法の対象となる事業については、事業の位置・規模等の計画段階から環境配慮を検討することが求められている。	

	A=Yes B=No; C=Some Cases A=はい、B=いいえ、C=数事例
13.3 Are Environmental Impact Assessments made for any development projects (such as new buildings, new roads, extractive industry) from key sectors such as water, energy, mining, agriculture, tourism, urban development, infrastructure, industry, forestry, aquaculture and fisheries that may affect wetlands? {1.3.4} {1.3.5} KRA 1.3.iii 13.3 水、エネルギー、採掘、農業、観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業等の主要セクターによる湿地に影響を及ぼし得る開発事業（建造物や道路の新設、資源採掘産業等）に際して環境影響評価はなされているか。	
13.3 Additional information: 13.3 追加情報： 一定規模を超える発電所や公共施設等の新增設に当たっては、近接する湿地への影響を含めて、事業者により事前に環境影響評価が行われている。	

GOAL 4. Enhancing implementation

目標4. 実施強化

Target 15. Ramsar Regional Initiatives with the active involvement and support of the Parties in each region are reinforced and developed into effective tools to assist in the full implementation of the Convention. {3.2.}

個別目標 15. 各地域において、締約国の積極的関与と支援を受けたラムサール地域イニシアティブが、ラムサール条約の十分な実施の助けとなる効果的なツールとして強化・発展される。

COP13 REPORT 第 13 回締約国会議 報告書	
15.1 Have you (AA) been involved in the development and implementation of a Regional Initiative under the framework of the Convention? {3.2.1} KRA 3.2.i	A=Yes A=Yes; B=No; D=Planned A=はい、 B=いいえ、 D=計画がある
15.1 条約の枠組みの下にある地域イニシアティブの策定と実施に取り組んできたか。	
15.1 Additional information (If 'Yes' or 'Planned', please indicate the regional initiative(s) and the collaborating countries of each initiative): 15.1 追加情報（「はい」又は「計画がある」と回答した場合、各地域イニシアティブの名称と協力国名を記入のこと。）：	<ul style="list-style-type: none"> 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) 及び東アジア・ラムサール地域センターに参加し、その実施を推進している。2017 年度より、EAAFP には拠出金を支払っている。 2015 年には中央アジア 5 カ国の RRI の立ち上げに関するワークショップへの任意拠出による支援を実施し、2017 年にも中央アジア RRI への資金援助を行っている。 地域イニシアティブに準ずるものと考えられるアジア湿地シンポジウム（決議IX19）の実施を推進している。
15.2 Has your country supported or participated in the development of other regional (i.e., covering more than one country) wetland training and research centres? {3.2.2}	A=Yes A=Yes; B=No; D=Planned A=はい、 B=いいえ、 D=計画がある
15.2 他の地域的な（1 カ国より多くの国をカバーするもの）湿地研修・研究センターの発展に関して支援又は参画したか。	

15.2 Additional information (If 'Yes', please indicate the name(s) of the centre(s):

15.2 追加情報（「はい」と回答した場合、センターの名称を記入すること。）：

<2017年の実施内容>

- ・「自然環境行政官向けのエコツーリズム」

自然保護区やその周辺における、自然環境（湿地）を賢明に利用する（wise-use）の一手段であるエコツーリズムを含む保全計画や事業計画の推進、または立案するために必要とされる能力強化を目的とした研修を実施した。（参加国：ベトナム、PNG、コソボ、ジョージア、バヌアツ、スリナム、ガボン）

- ・「統合的市域（河川・湖沼・沿岸域等）管理による水資源の持続可能な利用と保全」
河川・湖沼沿岸域 等の流河川・湖沼沿岸域 等の流保全管理 の中核を担う人材に対し、所定案件目標達成するべくの中核を担う人材に対し、所定案件目標達成するべく統合的流域管理（ILBM）を出発点に「静水・流システム」の適切な管理あり方について必要な知識や技術を習得を目的に研修を実施した。（参加国：アルバニア、イラク、インド、ウガンダ、エジプト、スーダン、メキシコ、フィリピン、ミャンマー）

Target 16. Wetlands conservation and wise use are mainstreamed through communication, capacity development, education, participation and awareness {4.1}.

個別目標 16. 湿地の保全及び賢明な利用が、情報交換、能力開発、教育、参加及び啓発を通じて、主流化される。

COP13 REPORT

第 13 回締約国会議 報告書

16.1 Has an action plan (or plans) for wetland CEPA been established?
{4.1.1} KRA 4.1.i

a) At the national level

A=Yes; B=No; C=In Progress; D=Planned
A=はい、B=いいえ、C=進行中、D=計画がある

- b) Sub-national level
- c) Catchment/basin level
- d) Local/site level

(Even if no CEPA plans have been developed, if broad CEPA objectives for CEPA actions have been established, please indicate this in the Additional information section below)

16.1 湿地の CEPA のための行動計画（又は計画）は確立しているか。

- a) 国家レベル
- b) 地方レベル
- c) 集水域/流域レベル
- d) 地域/個々の湿地レベル

（もし、CEPA 計画が策定されていないとしても、CEPA 行動のための広範な CEPA の目的が設立された場合には、下記追加情報欄に明示すること。）

- a) A=Yes
- b) C=In Progress
- c) C=In Progress
- d) C=In Progress

16.1 Additional information (If 'Yes' or 'In progress' to one or more of the four questions above, for each please describe the mechanism, who is responsible and identify if it has involved CEPA NFPs):

16.1 追加情報（上記の4つの問い合わせのうち1つ以上「はい」又は「進行中」と回答をした場合、その各々につき仕組みや責任者が誰であるかを記載するとともに CEPA NFP の関与があるかどうかを特定すること。）：

- a) に関して、2012年に閣議決定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」の中の関連記載が相当する。当該記載には、政府の CEPA NFP（環境省）の関与が明記されている。
- b) に関して、各自治体において策定された「環境総合計画」や「生物多様性地域戦略」の中に関連記載がなされている場合がある。
- c) に関して、釧路湿原自然再生協議会の再生普及小委員会で作成された「釧路湿原自然再生普及行動計画」が相当する。
- d) に関して、各々の自然再生協議会において作成された「上サロベツ自然再生普及行動計画」、「石西礁湖自然再生全体構想」、「中海自然再生全体構想」及び「伊豆沼・内沼自然再生全体構想」中の関連記載が相当する。

また、サロベツ原野、谷津干潟、佐潟、漫湖、藤前干潟、濤沸湖、蕪栗沼・周辺水田、化女沼、芳ヶ平湿地群、大沼、渡良瀬遊水地、円山川下流域・周辺水田、荒尾干潟、肥前鹿島干潟、東よか干潟では、管理を行う市町村等によって CEPA の内容を含む保全・活用等の計画やルール等が策定されている。

16.2 How many centres (visitor centres, interpretation centres, education centres) have been established? {4.1.2} KRA 4.1.ii

- a) at Ramsar Sites
- b) at other wetlands

16.2 センター（ビジターセンター/インタープリテーションセンター/教育センター）はいくつ設置されているか。

- a) ラムサール条約湿地内

E= # centres; F=Less than #; G=More than #; C= Partially; X=Unknown; Y=Not Relevant;
E=#センター、F=#未満、G=#より多い、C=一部、X=不明、Y=関係なし

b) 上記以外の湿地内	a) E= 63centres b) X=Unknown
16.2 Additional information (If centres are part of national or international networks, please describe the networks): 16.2 追加情報（センターが国または国際ネットワークの一環である場合、ネットワークについて記載すること。）：	

16.3 Does the Contracting Party: a) promote stakeholder participation in decision-making on wetland planning and management b) specifically involve local stakeholders in the selection of new Ramsar Sites and in Ramsar Site management? {4.1.3} KRA 4.1.iii	A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある a) C=Partially b) C=Partially
16.3 締約国は、 a) 湿地の計画及び管理に関し、その意思決定に利害関係者の参加を促進しているか。 b) 特に新規のラムサール条約湿地の選定やラムサール条約湿地の管理に地域の利害関係者を関与させているか。	
16.3 Additional information (If 'Yes' or 'Partially', please provide information about the ways in which stakeholders are involved): 16.3 追加情報（「はい」又は「一部」と回答した場合は、利害関係者の関与のあり方について情報を提供すること）： a) 我が国では、地元の利害関係者などによる組織を設置し、協働で湿地の管理運営を行っているところが多くある。例えば、湿地の管理を行う市町村の中には、湿地の保全活動やワイルドユース、管理などの方針の策定過程において、地域の人々や利害関係者の参加の機会を設けているところが多くある。 b) 我が国では、「地元の賛意」を登録の要件の一つとしている。そのため、登録の際は、地元自治体等による地域の利害関係者への説明会や、環境省による利害関係者を対象とした保護区指定に関する公聴会などが実施されている。	

16.4 Do you have an operational cross-sectoral National Ramsar/Wetlands Committee? {4.1.6} KRA 4.3.v	A=Yes
16.4 国内でラムサール条約湿地又は湿地に係る分野横断的な委員会が運営されているか。	A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし
16.4 Additional information (If 'Yes', indicate a) its membership; b) number of meetings since COP12; and c) what responsibilities the Committee has): 16.4 追加情報（「はい」と回答した場合は、a) 会員資格、b) 第12回締約国会議以降の会議の回数、c) 委員会の責務を記入すること。）：	

ラムサール条約推進国内連絡会議が相当する。

- a) 関係省庁、関係地方自治体及び日本国際湿地保全連合（NGO の CEPA NFP）の各代表者
- b) 2 回
- c) ラムサール条約の実施に係る情報交換

A=Yes

A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned;
X=Unknown; Y=Not Relevant
A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし

16.5 Do you have an operational cross-sectoral body equivalent to a National Ramsar/Wetlands Committee? {4.1.6} KRA 4.3.v

16.5 国内でラムサール条約湿地又は湿地に係る分野横断的な委員会と同等の機関が運営されているか。

16.5 Additional information (If 'Yes', indicate a) its membership; b) number of meetings since COP12; and c) what responsibilities the Committee has):

16.5 追加情報（「はい」と回答した場合は、a) 会員資格、b) 第12回締約国会議以降の会議の回数、c) 委員会の責務を記入すること。）：

ラムサール条約湿地の管理に関する市町村及びNGOによって会議が開催されている。

- a) 関係市町村及び日本国際湿地保全連合（NGO の CEPA NFP）の各代表者
- b) 2 回
- c) ラムサール条約湿地の管理に関する情報共有、意見交換、現地視察等

A=Yes; B=No;
C=Partially;
D=Planned
A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある

16.6 Are other communication mechanisms (apart from a national committee) in place to share Ramsar implementation guidelines and other information between the Administrative Authority and:

- a) Ramsar Site managers
- b) other MEA national focal points
- c) other ministries, departments and agencies

{4.1.7} KRA 4.1.vi

16.6 条約の実施のための指針やその他の情報を共有するため、条約の管理当局と下記の機関との間に、その他の意思疎通の仕組み（国内委員会以外）が構築されているか。

- a) ラムサール条約の湿地管理者
- b) その他の多国間環境協定の中央連絡先
- c) その他の省庁、部署、機関

- a) A=Yes
- b) A=Yes
- c) A=Yes

16.6 Additional information (If 'Yes' or 'Partially', please describe what mechanisms are in place):

16.6 追加情報（「はい」又は「一部」と回答した場合は、どのような仕組みが実施されているのかを記載すること。）：

- a) ラムサール条約登録湿地関係市町村会議の窓口を通じてラムサール条約湿地を有する市町村担当者との情報共有を行っている。

- b) 外交当局であり多国間環境協定全般の中央連絡先となっている外務省と、適宜情報を共有しているほか、必要に応じて協議・調整を行っている。
- c) 水田決議（X.31）に基づく取組の推進のため、環境省、農水省、国交省及びNGOは毎月1回意見交換を行っている。
- c) ラムサール条約関係省庁連絡会議を設置し、当該会議を通じて情報共有を行っている。また、水田決議に関する関係省庁及びNGOによる円卓会議を開催し、水田決議に基づく取組についての情報共有を行っている。

16.7 Have Ramsar-branded World Wetlands Day activities (whether on 2 February or at another time of year), either government and NGO-led or both, been carried out in the country since COP12? {4.1.8}	A=Yes
16.7 第12回締約国会議以降、ラムサール条約の世界湿地の日（2月2日又はその他の日）に関する活動が、政府又はNGOの主導により、あるいはその双方により実施されたか。	A=Yes; B=No A=はい、B=いいえ
16.7 Additional information:	
16.7 追加情報： 行政機関や民間団体、拠点施設等が世界湿地の日に合わせてイベント等を実施している。	

16.8 Have campaigns, programmes, and projects (other than for World Wetlands Day-related activities) been carried out since COP12 to raise awareness of the importance of wetlands to people and wildlife and the ecosystem benefits/services provided by wetlands? {4.1.9}	A=Yes
16.8 人間や野生生物にとっての湿地の重要性や、湿地によりもたらされる生態系の恩恵/サービスについて普及啓発するため、キャンペーン、プログラムまたは事業（世界湿地の日に関する活動以外）が第12回締約国会議以降実施されたか。	A=Yes; B=No; D=Planned A=はい、B=いいえ、D=計画がある
16.8 Additional information (If these and other CEPA activities have been undertaken by other organizations, please indicate this):	
16.8 追加情報（上記又はその他のCEPA活動が他の機関により行われた場合には、これを明記すること。）： 行政機関や民間団体、拠点施設等が自然観察会や登録記念イベント、講演会、湿地の恵みの物産会等を実施している。	

Target 17. Financial and other resources for effectively implementing the fourth Ramsar Strategic Plan 2016 – 2024 from all sources are made available. {4.2.}

個別目標17. 第4次戦略計画2016–2024を効果的に実施するため、様々なソースからの資金及びその他の資源が利用可能になる。

COP13 REPORT 第13回締約国会議 報告書	
17.1	A=Yes

a) Have Ramsar contributions been paid in full for 2015, 2016 and 2017? {4.2.1} KRA 4.2.i	A=Yes; B=No; Z=Not Applicable A=はい、B=いいえ、Z=該当なし
17.1 a) ラムサール条約への拠出金は 2015 年、2016 年、2017 年において、全額支払われたか。 b) If 'No' in 17.1 a), please clarify what plan is in place to ensure future prompt payment: b) 17.1 の a) で「いいえ」の場合、今後の速やかな支払いを確約するための計画を明記すること。	

17.2 Has any additional financial support been provided through voluntary contributions to non-core funded Convention activities? {4.2.2} KRA 4.2.i	A=Yes
17.2 基本基金ではない条約の活動に対して任意の拠出金を通じて、追加の資金援助を行ったか。	A=Yes; B=No A=はい、B=いいえ
17.2 Additional information (If 'Yes' please state the amounts, and for which activities):	
17.2 追加情報（「はい」と回答した場合、援助した金額及び活動名を記入すること。）： ・中央アジア地域イニシアティブのプロジェクトに 38,416 米ドルの支援をした。 (2017 年 3 月 3 日に送金。) ・中央アジア地域イニシアティブ立上げのためのワークショップ等の企画・運営に 25,000 米ドルを支援した。 (2015 年 10 月 19 日に送金。)	

17.3 [For Contracting Parties with a development assistance agency only ('donor countries')]: Has the agency provided funding to support wetland conservation and management in other countries? {3.3.1} KRA 3.3.i	A=Yes
17.3 [開発援助機関を持つ締約国（ドナー国）に対して] 他国の湿地保全及び管理を支援するために、当該開発援助機関より資金拠出を行ったか。	A=Yes; B=No; Z=Not Applicable A=はい、B=いいえ、Z=該当なし
17.3 Additional information (If 'Yes', please indicate the countries supported since COP12):	
17.3 追加情報（「はい」と回答した場合、第 12 回締約国会議以降に援助を行った国を明記すること。）： ・独立行政法人国際協力機構（JICA）は、マレーシア、エルサルバドル、ウガンダ、イランにおいて、湿地保全プロジェクトを実施・計画している。（2015-2017 年のプロジェクト金総額は海外参加者向けのワークショップを含むと約 12 億円相当。）インドネシアでも JICA は、ラムサール登録湿地ではない泥炭地の保全活動に取り組んでいる。	

		A=Yes
17.4 [For Contracting Parties with a development assistance agency only ('donor countries')]: Have environmental safeguards and assessments been included in development proposals proposed by the agency? {3.3.2} KRA 3.3.ii	A=Yes; B=No; C= Partially; X= Unknown; Y=Not Relevant; Z=Not Applicable A=はい、B=いいえ、C=一部、X=不明、Y=関係なし、Z=該当なし	
17.4 [開発援助機関を持つ締約国（ドナー国）に対して] 当該開発援助機関により提案される開発の案には環境保護措置及び環境影響評価が盛り込まれているか。		
17.4 Additional information:		
17.4 追加情報： JICA は事業の各段階において環境社会配慮が適切に行われるよう、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月策定）に基づき支援・確認を行っており、事業の形成・審査・実施段階においても、環境影響評価及びモニタリング等を行い、環境社会に配慮した適切な事業の実施に努めている。		
17.5 [For Contracting Parties that have received development assistance only ('recipient countries')]: Has funding support been received from development assistance agencies specifically for in-country wetland conservation and management? {3.3.3}	Z=Not Applicable A=Yes; B=No; Z=Not Applicable A=はい、B=いいえ、Z=該当なし	
17.5 [開発援助を受けた締約国に対して] 特に国内の湿地の保全と管理のために、開発援助機関からの資金援助を受けたか。		
17.5 Additional information (If 'Yes', please indicate from which countries/agencies since COP12):		
17.5 追加情報（「はい」と回答した場合、第 12 回締約国会議以降援助を受けた国名/機関名を記入すること。）：		
17.6 Has any financial support been provided by your country to the implementation of the Strategic Plan?	A=Yes	
17.6 貴国によって、戦略計画の実施のための資金援助を行ったか。	A=Yes; B=No; Z=Not Applicable A=はい、B=いいえ、Z=該当なし	

17.6 Additional information (If "Yes" please state the amounts, and for which activities):

17.6 追加情報（「はい」と回答した場合、援助した金額及び活動名を記入すること。）：

- ・国内においては、特定外来生物の防除事業（個別目標4）や、湿地目録（生物多様性の観点から重要度の高い湿地）の改定（個別目標8）、RISの作成・更新（個別目標8）、国内のラムサール条約ウェブページやパンフレットのリニューアル（個別目標16）等の事業を行っている。
- ・国際的には、地域イニシアティブの一つである東アジア・オーストラリア地域渡り鳥フライウェイ・パートナーシップに2017年より分担金を拠出している。
- ・また、2015年に公益財団法人長尾自然環境財団と条約事務局との間で5カ年の長尾湿地基金（Nagao WetlandFund: NWF）が新設され、同地域の途上国が行う同条約戦略計画に関する事業を支援することとなっている。

Target 18. International cooperation is strengthened at all levels {3.1}

個別目標18. 国際協力がすべてのレベルで強化される。

COP13 REPORT

第13回締約国会議 報告書

18.1 Are the national focal points of other MEAs invited to participate in the National Ramsar/Wetland Committee? {3.1.1} {3.1.2} KRAs 3.1.i & 3.1.iv

18.1 他の多国間環境協定の担当者は、国内のラムサール条約/湿地に係る委員会への参加を招請されているか。

B=No

A=Yes; B=No;
C=Partially;
D=Planned
A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある

18.1 Additional information:

18.1 追加情報：

18.2 Are mechanisms in place at the national level for collaboration between the Ramsar Administrative Authority and the focal points of UN and other global and regional bodies and agencies (e.g. UNEP, UNDP, WHO, FAO, UNECE, ITTO)? {3.1.2} {3.1.3} KRA 3.1.iv

18.2 ラムサール条約の管理当局と、国連やその他の国際的又は地域的な主体及び機関（例：国連環境計画(UNEP)、国連開発計画(UNDP)、世界保健機関(WHO)、食糧農業機関(FAO)、国連欧洲経済委員会(UNECE)、国際熱帯木材機関(ITTO)等）の担当者との連携のための国家レベルの仕組みがあるか。

C=Partially

A=Yes; B=No;
C=Partially;
D=Planned
A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある

18.2 Additional information:

18.2 追加情報：

- ・条約の管理当局である環境省自然環境局野生生物課では、適宜、国連その他の諸機関の担当部局に必要な情報を提供・共有している。

18.3 Has your country received assistance from one or more UN and other global and regional bodies and agencies (e.g. UNEP, UNDP, WHO, FAO, UNECE, ITTO) or the Convention's IOPs in its implementation of the Convention? {4.4.1} KRA 4.4.ii.	A=Yes
<p>The IOPs are: BirdLife International, the International Water Management Institute (IWMI), IUCN (International Union for Conservation of Nature), Wetlands International, WWF and Wildfowl & Wetland Trust (WWT).</p> <p>18.3 条約の実施に際して、一つ又は複数の国連やその他の国際的又は地域的な主体及び機関（例：国連環境計画(UNEP)、国連開発計画(UNDP)、世界保健機関(WHO)、食糧農業機関(FAO)、国連欧州経済委員会(UNECE)、国際熱帯木材機関(ITTO)等）又は条約の国際団体パートナーからの支援を受けたか。 国際団体パートナー(IOP)とは：バードライフ・インターナショナル、国際水管理研究所(IWMI)、国際自然保護連合(IUCN)、国際湿地保全連合(WI)、世界自然保護基金(WWF International)、渡り鳥&湿地トラスト(WWT)</p>	<p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし</p>

18.3 Additional information (If 'Yes' please name the agency (es) or IOP (s) and the type of assistance received):

18.3 追加情報（「はい」と回答した場合、支援を受けた機関又はIOPの名称及び受けた援助の種類を明記すること。）：

国際湿地保全連合(WI)及びバードライフ・インターナショナル(BLI)によるアジア水鳥センサス(AWC)の実施及びその情報提供により、基準6の水鳥個体群の個体数1%及び水鳥個体数の変動を確認している。

18.4 Have networks, including twinning arrangements, been established, nationally or internationally, for knowledge sharing and training for wetlands that share common features? {3.4.1}	A=Yes
18.4 共通の特徴を持つ湿地に係る知識の共有及び研修のため、国内及び国際的な姉妹湿地連携を含めたネットワークが確立されているか。	<p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>

18.4 Additional information (If 'Yes' or 'Partially', please indicate the networks and wetlands involved):

18.4 追加情報（「はい」又は「一部」と回答した場合、該当するネットワークや湿地を明記すること。）：

- ・釧路湿原、霧多布湿原、厚岸湖・別寒刃牛湿原と豪州ハンター河口湿地、谷津干潟と豪州ブーンドル湿地、藤前干潟と豪州ジーロン市の湿地等との姉妹湿地提携が実現している。

- ・また、ICRI の下で、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)の活動に貢献するため、GCRMN 東アジア会合を開催し、東アジアのサンゴ礁の状況の取りまとめを行っている。・日本は東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) の推進に積極的に関わっており、近年では東よか干潟が重要生息地ネットワークに新規に加入し、国内の重要生息地の数は 33 になった。また、重要生息地ネットワークでは、化女沼と韓国ジュナム貯水池、谷津干潟と豪州モートン湾ブーンダル湿地、釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原及び霧多布湿原と豪州ハンター川河口湿地、出水と韓国順天湾、藤前干潟と豪州スワン湾干潟が姉妹サイト協定を結んでいる。

18.5 Has information about your country's wetlands and/or Ramsar Sites and their status been made public (e.g., through publications or a website)? {3.4.2} KRA 3.4.iv	A=Yes A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
18.5 貴国の湿地及び/又はラムサール条約湿地、並びにそれらの湿地の現状に係る情報は公開されているか。（例 出版物、ウェブサイトを媒体として）	

18.5 Additional information:

18.5 追加情報：

- ・『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』の情報を環境省が運営するホームページにおいて、一般公開している。・サンゴ礁生態系保全について、取組状況や行動計画等を環境省が運営するホームページにおいて、一般公開している。
- ・また、湿地に関する情報を含む自然環境保全基礎調査及びモニタリングサイト 1000 の結果については『生物多様性情報システム（J-IBIS）』において一般公開している。
- ・ラムサール条約湿地の情報については、パンフレット並びに環境省及びラムサール条約登録湿地関係市町村会議のウェブサイト上で一般公開している。
- ・釧路湿原、サロベツ原野、伊豆沼・内沼及び中海等の湿地において実施されている自然再生推進法に基づく自然再生事業等の取組に係る情報はパンフレットや関係省のウェブサイトにおいて掲載され、公開されている。
- ・日本国際湿地保全連合の公式ホームページにおいて、湿地の概説や、湿地に関するイベントの案内等が行われている。
- ・湿地管理に携わる各自治体や保全活動等を行う NPO 等のホームページやパンフレット等において湿地の紹介を行っている。

18.6 Has information about your country's wetlands and/or Ramsar Sites been transmitted to the Ramsar Secretariat for dissemination? {3.4.3} KRA 3.4.ii	A=Yes A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
18.6 広く情報が渡るよう、貴国の湿地及び/又はラムサール条約湿地に係る情報は、条約事務局に伝達されているか。	

18.6 Additional information:

18.6 追加情報：

新規登録湿地に関する情報の提供や、CEPA 活動の報告など、適宜国内の湿地に関する情報を伝達している。

	Z=Not Applicable A=Yes; B=No; D=Planned; Z=Not Applicable A=はい、B=いいえ、D=計画がある、Z=該当なし
18.7 Have all transboundary wetland systems been identified? {3.5.1} KRA 3.5.i 18.7 すべての国境をまたぐ湿地は特定されたか。	
18.7 Additional information: 18.7 追加情報：	
18.8 Is effective cooperative management in place for shared wetland systems (for example, in shared river basins and coastal zones)? {3.5.2} KRA 3.5.ii 18.8 各国が共有する湿地（例えば、共有される河川流域や沿岸地帯）は、効果的に共同管理されているか。	Y=Not Relevant A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; Y=Not Relevant A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、Y=関係なし
18.8 Additional information (If 'Yes' or 'Partially', please indicate for which wetland systems such management is in place): 18.8 追加情報（「はい」又は「一部」と回答した場合、どの湿地にそのような管理が行われているのか明記すること。）：	
18.9 Does your country participate in regional networks or initiatives for wetland-dependent migratory species? {3.5.3} KRA 3.5.iii 18.9 貴国は湿地に依存する渡り性の種を対象とする地域的なネットワーク又はイニシアティブに参加しているか。	A=Yes A=Yes; B=No; D=Planned; Z=Not Applicable A=はい、B=いいえ、D=計画がある、Z=該当なし
18.9 Additional information: 18.9 追加情報： <ul style="list-style-type: none">・東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップを積極的に推進している。・米国、オーストラリア、中国及びロシアとの間で二国間渡り鳥等保護条約・協定を締結しており、この枠組みの下で渡り鳥保全のための情報交換や共同調査を行っている。また、韓国との間でも、日韓環境保護協力協定に基づき、渡り鳥の保全等に係る協力をを行っている。・北極圏を渡り経路とする渡り鳥の保全についても話し合う北極評議会の北極圏植物相・動物相保存作業部会にオブザーバーとして参加している。	

Target 19. Capacity building for implementation of the Convention and the 4th Ramsar Strategic Plan 2016 – 2024 is enhanced.

個別目標 19. 条約と第4次戦略計画 2016–2024 を実施するための能力構築が強化される。

COP13 REPORT 第 13 回締約国会議 報告書		
19.1 Has an assessment of national and local training needs for the implementation of the Convention been made? {4.1.4} KRAs 4.1.iv & 4.1.viii	19.1 条約の履行のための国家及び地域レベルでの研修の必要性について評価を行ったか。	C=Partially A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
19.1 Additional information:		
19.1 追加情報 :		
<ul style="list-style-type: none"> 我が国では、東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップの元に設置されている渡り性水鳥重要生息地ネットワーク国内参加地の管理者に対して渡り鳥や湿地の保全やサイト間の情報共有等の研修を行っている。その都度研修の内容に対する意見を収集し、次回開催内容の改善に活用している。 		
19.2 Are wetland conservation and wise-use issues included in formal education programmes?	19.2 湿地保全及び賢明な利用に係る事項は、は正式な教育プログラムに組み込まれているか。	C=Partially A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
19.2 Additional information: If you answer yes to the above please provide information on which mechanisms and materials		
19.2 追加情報 : (「はい」と回答した場合、仕組み及び教材について明記すること。)		
<ul style="list-style-type: none"> 湿地の環境学習や生き物調査・観察会、清掃活動、職場体験などを授業の中で実施したり、教材（副読本）に条約湿地の紹介を掲載したりするなど、40 以上の道県・市町村が湿地や渡り鳥に関する環境学習を教育機関の教育プログラムに組み込んでいる。 		
19.3 How many opportunities for wetland site manager training have been provided since COP12? {4.1.5} KRA 4.1.iv	a) at Ramsar Sites b) at other wetlands	a) G= More than 5 b) X= Unknown

<p>19.3 第12回締約国会議以降、湿地管理者を対象として何度研修を行ったか。</p> <p>a) ラムサール条約湿地内</p> <p>b) 上記以外の湿地内</p>	<p>E=# opportunities; F=Less than #; G=More than #; C=Partially; X=Unknown; Y=Not Relevant E=#回、F=#回未満、G=#回より多い、C=一部、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>19.3 Additional information (including whether the Ramsar Wise Use Handbooks were used in the training):</p> <p>19.3 追加情報（ラムサール条約賢明な利用のためのハンドブックが研修で使用されたかどうかの情報を含む）：</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 北海道ラムサールネットワークでは、年次総会に併せて講演会やワークショップ、エクスカーションを行い、湿地管理者の研修に務めている。また、子ども交流会を開催する中で、インタープリテーションやCEPAに関する技術交流も行なっている。 ・ラムサール条約登録湿地関係市町村会議では、3年に一度の市町村長会議及び毎年1回の主管者会議の際に、ラムサール条約湿地等の保全、ワиз ユース及びCEPAに関する研修会（学習・交流会）を開催している。 ・霧多布湿原、伊豆沼・内沼、佐潟、三方五湖、円山川下流域・周辺水田、漫湖では、他のラムサール条約湿地への視察研修や、他の研修の受け入れ、ボランティア解説員の研修、地域の関係者による勉強会等を実施している。 <p>b) 環境省では、東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップの国内重要生息地ネットワーク参加サイトの管理者を対象とした研修会を開催している。2016年はツル類のサイト管理者を対象に実施した。また、2017年は国内の西ブロックのサイト管理者を対象として実施する予定。</p>	

<p>19.4 Have you (AA) used your previous Ramsar National Reports in monitoring implementation of the Convention? {4.3.1} KRA 4.3.ii</p> <p>19.4 条約の履行状況のモニタリングを行う際に、前回のラムサール条約国別報告書を利用したか。</p>	<p>A=Yes A=Yes; B=No; D=Planned; Z=Not Applicable A=はい、B=いいえ、D=計画がある、Z=該当なし</p>
<p>19.4 Additional information (If 'Yes', please indicate how the Reports have been used for monitoring):</p> <p>19.4 追加情報（「はい」と回答した場合、報告書をモニタリングにどのように利用したのか記載する。）：</p>	

Section 5: Optional annex to enable Contracting Parties to provide additional voluntary information on designated Wetlands of International Importance (Ramsar Sites)

セクション5：国際的に重要であると指定された湿地（ラムサール条約湿地）について、締約国が追加自発的に情報を提供することができる任意の附属書類

Guidance for filling in this section

1. Contracting Parties can opt to provide additional information specific to any or all of their designated Ramsar Sites.
2. The only indicator questions included in this section are those from Section 3 of the COP13 NRF which directly concern Ramsar Sites.
3. In some cases, to make them meaningful in the context of reporting on each Ramsar Site separately, some of these indicator questions and/or their answer options have been adjusted from their formulation in Section 3 of the COP13 NRF.
4. Please include information on only one site in each row. In the appropriate columns please add the name and official site number (from the Ramsar Sites Information Service).
5. For each 'indicator question', please select one answer from the legend.
6. A final column of this Annex is provided as a 'free text' box for the inclusion of any additional information concerning the Ramsar Site.

Name of Contracting Party:

締約国名 :

JAPAN

List of indicator questions:

指標に関する質問リスト：

- 5.7** Has a cross-sectoral site management committee been established for the site?
ラムサール条約湿地のための分野横断的な管理委員会は設置されたか？**5.9** If an assessment of the effectiveness of Ramsar Site management has been made please indicate the year of assessment, which assessment tool did you use (e.g. METT, Resolution XII.15), the result (score) of the assessment and the source of the information in the box for additional information.
ラムサール条約湿地の管理の有効性についての評価を行ったなら、評価年、使用した評価ツール（例えば、決議 XII. 15 の Management Effectiveness Tracking Tool (METT, 管理有効性追跡ツール) 、評価の結果（点数） 、及び情報源を追加情報欄に記入しなさい。
- 11.1** Has an assessment been made of the ecosystem benefits/services provided by the Ramsar Site?
ラムサール条約湿地によってもたらされる生態系の恩恵/サービスについて評価を行ったか。
- 11.3** Have socio-economic values of wetlands been included in the management planning for the Ramsar Site?
湿地の社会経済学的価値はラムサール条約湿地の管理計画に盛り込まれているか。
- 11.4** Have cultural values of wetlands been included in the management planning for the Ramsar Site?
湿地の文化的価値はラムサール条約湿地の管理計画に盛り込まれているか。
- 16.3a** Is stakeholder participation in decision-making promoted, especially with local stakeholder involvement in the management of the Ramsar Site?
意思決定に利害関係者の参加、特にラムサール条約湿地の管理に地域の利害関係者の関与について、は促進されたか。**16.6a** Have communication mechanisms been established to share information between the Ramsar Administrative Authority and the Ramsar Site manager(s)?
ラムサール条約の管理当局とラムサール条約の湿地管理者との間に、情報を共するための意思疎通の仕組みは構築されたか。

Ramsar Site number ラムサーアル条約湿地番号	Ramsar Site name ラムサーアル条約湿地の名称	5.7 ①	5.9 ①	11.1 ③	11.3 ④	11.4 ④	16.3a ①	16.6a ①	Any additional comments/information about the site 当該湿地に関する追加の解説/情報
Ex:1603	Lake White	A - Yes	A - Yes	A - Yes	A - Yes	A - Yes	B - No	D - Planned	
205	釧路湿原		B	A			A, B	A	
318	伊豆沼・内沼	A	A				A, B	A	
439	クッチャヤロ湖	A	B	B			A	A	
539	ウトナイ湖	B	B	B			B	A	
613	霧多布湿原	B	B	A			A	A	
614	厚岸湖・別寒辺牛湿原	B		C			A	A	
615	谷津干潟		A	A	B	B	A	A	
616	片野鴨池	A		A			A	A	
617	琵琶湖	B	A	C	B	B	A, B	A	
820	佐潟	A	A	A	A	A	A	A	
996	漫湖	A	A	A	B	B	B	A	
1200	藤前干潟	A	B	B			A, B	A	
1201	宮島沼	A	A		A	A	A	A	
1540	阿寒湖		B				A	A	
1541	秋吉台地下水系		A	B	B	B		A	
1542	風蓮湖・春国岱	A	B	B			A	A	
1543	仏沼	A		B			A	A	
1544	蘭牟田池							A	
1545	蕪栗沼・周辺水田	A	A	C	A	A	A, B	A	
1546	慶良間諸島海域	A	A					A	
1547	くじゅう坊ガツル・タデ原湿原	A	B	A			A	A	
1548	串本沿岸海域	A		A			A	AA	
1549	三方五胡	A	A	A	A	A		A	
1550	名蔵アンパル	A	B	B				A	
1551	中海	A	A	C	B	B	A, B	A	
1552	野付半島・野付湾	B	B	B	B	B		A	

Ramsar Site number ラムサーアル条約湿地番号	Ramsar Site name ラムサーアル条約湿地の名称	5.7 ①	5.9 ①	11.1 ③	11.3 ④	11.4 ④	16.3a ①	16.6a ①	Any additional comments/information about the site 当該湿地に関する追加の解説/情報
1553	奥日光の湿原						B	A	
1554	尾瀬			B	B	B	B	A	
1555	サロベツ原野	B	B	B			A, B	A	
1556	宍道湖	B	B	A			A, B	A	
1557	濤沸湖	A	A	A			A	A	
1558	雨竜沼湿原	A	B	C			A	A	
1559	屋久島永田浜	A	B	B			A	A	
1842	瓢湖	B	B	B			B	A	
1843	化女沼	A	A	B	A	A	A	A	
1844	大山上池・下池	A	A	B	B	B	A	A	
1845	久米島の溪流・湿地							A	
2054	荒尾干潟	A	A	A			A	A	
2055	円山川下流域・周辺水田	A	A	A	A	A	A	A	
2056	宮島	B	B	B			A	A	
2057	中池見湿地	A	A	A	A	A	A	A	
2058	大沼	A	A		B	B	A	A	
2059	立山弥陀ヶ原・大日平						A	A	
2060	東海丘陵湧水湿地群	A	A	B	B	B	B	A	
2061	渡良瀬遊水池	A	A	C	C	C	A, B	A	
2062	与那覇湾							A	
2232	涸沼			A			B	A	
2233	芳ヶ平湿地群	A		B	B	B		A	
2234	東よか干潟	A	A	A			A	A	
2235	肥前鹿島干潟	A	A	A	A	A	A	A	

- ① A=Yes; B=No; D=Planned
A=はい、B=いいえ、D=計画がある
- ③ A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned
A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
- ④ A=Yes; B=No; C=Partially; Z=No Management Plan
A=はい、B=いいえ、C=一部、Z=管理計画がない